

第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画

差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざして



令和7年3月
佐渡市

はじめに

市長あいさつ（後日）

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご助言をいただきました「佐渡市
人権教育・啓発推進計画策定懇談会」委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、アンケー
ト調査で貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心より厚く感謝申し上げます。

2025年（令和7年）3月

佐渡市長 渡 辺 竜 五

目次

第1章 計画の概要	1
1 基本的な考え方	1
2 策定の背景	3
3 市民の意見の反映	5
4 計画の体系	5
第2章 佐渡市の人権をめぐる現状	6
1 人権に関する市民の意識	6
2 意識調査からみた課題	14
第3章 重点目標、分野別人権施策の推進	15
1 重点目標	15
2 分野別人権施策の推進	16
1. 女性の人権	16
2. こどもの人権	18
3. 高齢者の人権	22
4. 障がいのある人の人権	25
5. 同和問題（部落差別問題）	28
6. 外国籍の人の人権	30
7. 北朝鮮による人権侵害	32
8. 感染症に関する人権問題	33
9. インターネットによる人権侵害	35
10. 性的マイノリティに関する人権	38
11. 個人情報の保護	40
12. 様々な人権問題	42
第4章 人権教育・啓発の取組	43
1 様々な場面での人権教育・啓発	43
2 人権教育・啓発を推進する人材の育成	45
3 計画の推進体制	46
4 計画の進行管理	47

資料編.....	48
1 佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会の審議経過.....	48
2 佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会委員名簿.....	49
3 日本国憲法（抄）.....	50
4 世界人権宣言（抄）.....	52
5 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	54
6 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律...	56
7 部落差別の解消の推進に関する法律.....	58
8 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律...	59
9 こども基本法.....	62
10 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律.....	67
11 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律.....	73

第1章 計画の概要

1 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

国は、2000（平成12）年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」を制定し、この第5条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定し、地方公共団体に対して、人権教育・啓発施策に関する計画の策定と実施を求めました。

本市では、2020（令和2）年3月、あらゆる差別をなくすための人権教育・人権啓発の諸施策を効率的、効果的に推進することを目的とした「第3次佐渡市人権教育・啓発推進計画」を策定し、さまざまな人権施策を推進してきました。しかし、依然として女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題への差別や偏見が存在しています。

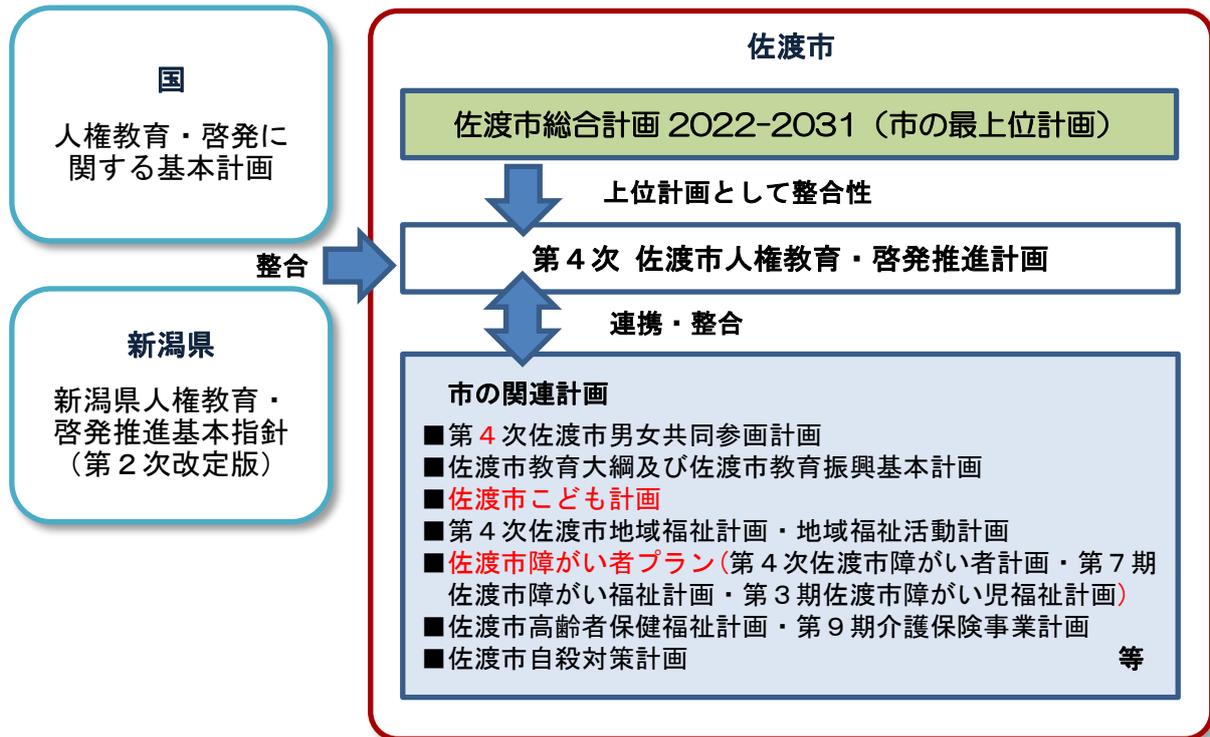
また、少子高齢化、国際化、情報化の進展や社会経済情勢の大きな変化などに伴い、児童や高齢者への虐待、配偶者等への暴力、外国人に対する偏見などの人権問題が生じており、インターネット上での人権侵害も深刻化しています。これらの課題への対応も求められています。

これらを踏まえ、本計画は2024年度（令和6年度）をもって推進期間を終了する「第3次佐渡市人権教育・啓発推進計画」を見直し、差別や偏見のない人権が尊重される社会の実現に向け、引き続き人権教育及び啓発を推進するため、「第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「人権教育・啓発推進法」第5条に基づき、地方公共団体の責務として本市の実情に即した人権教育・人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本市の最上位計画と整合性を図り、市民生活の安定と福祉の向上を図るとともに、市民の基本的人権の尊重をはじめ、あらゆる差別の解消をめざします。



(3) 計画の期間

本計画は、2025年度(令和7年度)から2029年度(令和11年度)までの5年間とし、国や県の動向、社会情勢や環境の変化および施策の進捗状況に応じ、見直しを行います。

令和2年度 ～令和6年度	令和7年度 (2025年 度)	令和8年度 (2026年 度)	令和9年度 (2027年 度)	令和10年度 (2028年 度)	令和11年度 (2029年 度)
第3次佐渡市人権教育・啓発推進計画	第4次 佐渡市人権教育・啓発推進計画				
ニーズ調査の実施 評価・見直し					
					評価・見直し

(4) 計画の目標・推進の基本理念

差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざして

「人権」とは、人が人間らしく幸せに生きていくために、社会によって認められている権利であり、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。日本国憲法では、第11条において「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」、第14条において「すべての国民は、法の下に平等であつて、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」として、すべての国民が侵されることのない権利を有するとともに、法の下での平等であることが定められています。

本市では、すべての市民が、この基本的人権の考え方を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識するとともに、あらゆる教育、啓発、研修等の場を通じて、相互の理解を深めるとともに、人権を身近なものとして思いやりの心で尊重し守り支えあう社会の実現に向けて、「差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざして」を基本理念として取り組んでまいります。

2 策定の背景

(1) 国際的動向

1948(昭和23)年、国際連合の総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択されました。この宣言によって、世界の平和を実現するためには、各国が協力して人権を守る努力をする必要があるということが明らかにされました。

その後、「世界人権宣言」の実現のため、「国際人権規約」をはじめ、「女性差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」等多くの人権条約が採択され発効されてきました。

また、1994(平成6)年には1995(平成7)年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国に国内行動計画を定めることとしました。

2005(平成17)年からは「人権教育のための世界計画」として、行動計画を策定しています。

(2) 国・県の動向

わが国では、基本的人権の尊重を三大原則の一つとする日本国憲法のもと、さまざまな分野において、人権が尊重される社会を形成するための取組を進めてきました。

2000(平成12)年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、2002(平成14)年には同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後、2013年(平成25年)に「いじめ防止対策推進法」、2014年(平成26年)に「子

どもの貧困対策の推進に関する法律」、2016（平成28）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が相次いで施行されるなど、人権に関する個別の法律の整備により、女性、こども、障がい者、同和問題等、様々な人権課題について、その改善に向けた施策等が推進されています。

また最近では、2023（令和5）年にLGBTなどの性的少数者に対する理解を広めるための施策の推進に関する基本理念を定めた「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）が施行されるなど、新たな分野の法整備も進められています。さらに、令和6年4月には性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性など様々な事情により、日常生活または社会生活を営む上で困難を抱える女性への支援を目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」の施行や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正が行われています。

新潟県においては、2004（平成16）年に、「人権教育・啓発推進法」に基づき「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現をめざし、各種人権施策に取り組んできました。その後、社会情勢の変化や障がい者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消など人権に関する法整備を踏まえて、2020（令和2）年に全面改定を行い、更に2021（令和3）年6月には新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、感染者への差別、偏見、誹謗中傷、デマの拡散等を防止する取組をより一層推進するための改定を行っています。

（3）これまでの佐渡市の取組

本市では、2008（平成20）年に、差別や偏見のない明るい地域社会の実現に向けて、「佐渡市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権施策を推進してきました。2014（平成26）年には「人権問題に関する意識調査」を実施し、2015（平成27）年度から2019（令和元）年度を計画期間とする「佐渡市人権教育・啓発推進計画（改訂版）」を策定し、市の現状に応じた人権施策を総合的に展開してきました。

さらには、2019（平成31）年、これまでの人権施策に対する市民の意識の変化を改めて把握するために実施した「人権問題に関する意識調査」を基に、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度を計画期間とし、「第3次佐渡市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

本計画は、本市の現状や施策の方向性を踏まえながら、各分野における諸計画との整合性を図るとともに、人権問題と課題を総括して扱い、本市として人権教育・啓発をさらに効果的に推進するための計画と位置づけられています。

3 市民の意見の反映

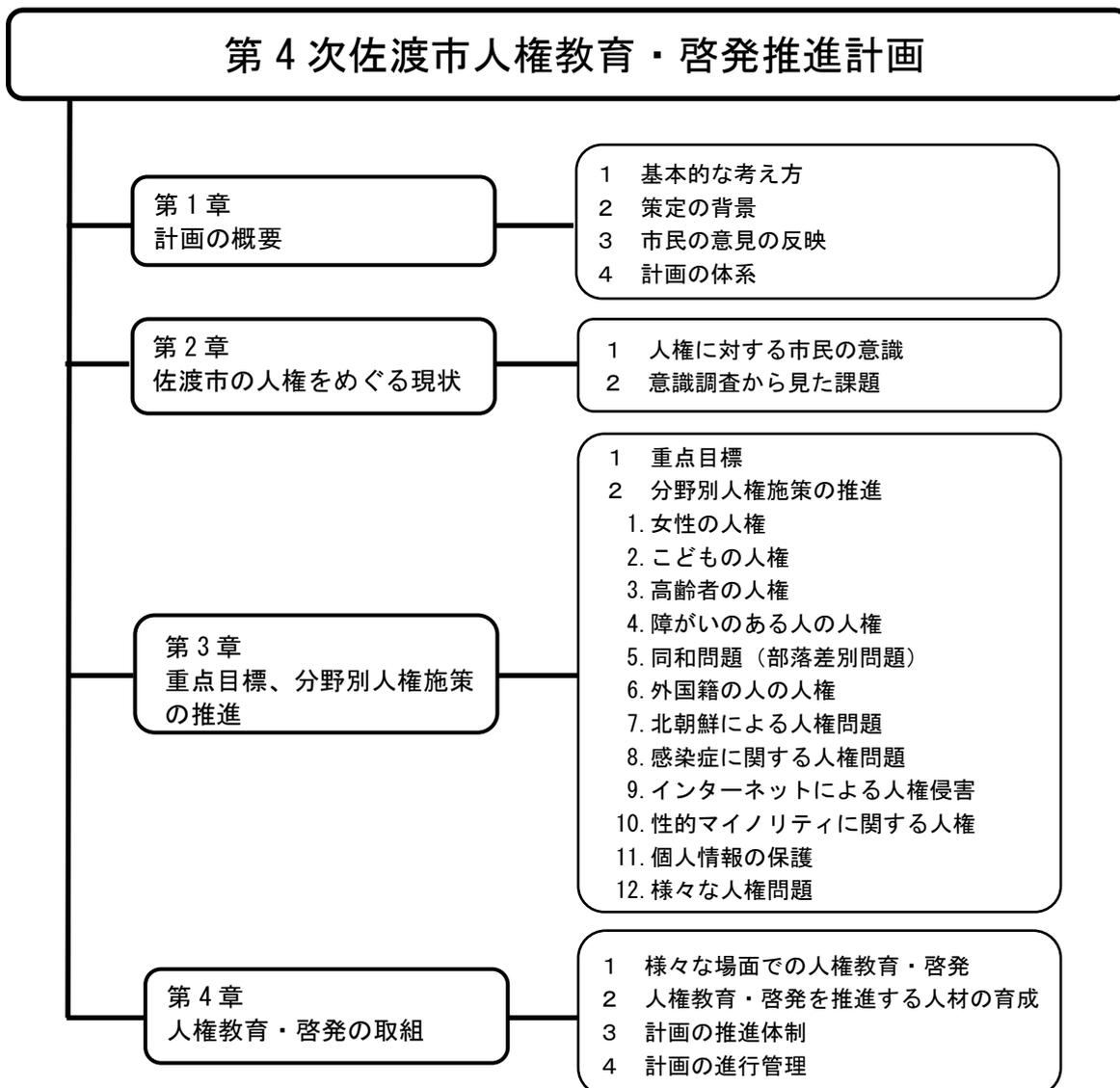
本計画の策定にあたり、市民の人権に関する意識状況を明らかにし本計画の基礎資料とするため、市民を対象に「人権に関する市民意識調査」を実施しました。

また、幅広く市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

【人権に関する市民意識調査概要】

- 調査月：2023年（令和5）年11月
- 調査対象者：市民16歳以上～80歳未満 2,000名（無作為抽出）
- 配布・回収方法：郵送による配布・郵送またはWebアンケートによる回収
- 配布部数：2,000部 回収部数：827部 有効回答数：827部 回収率：41.4%

4 計画の体系



第2章 佐渡市の人権をめぐる現状

1 人権に関する市民の意識

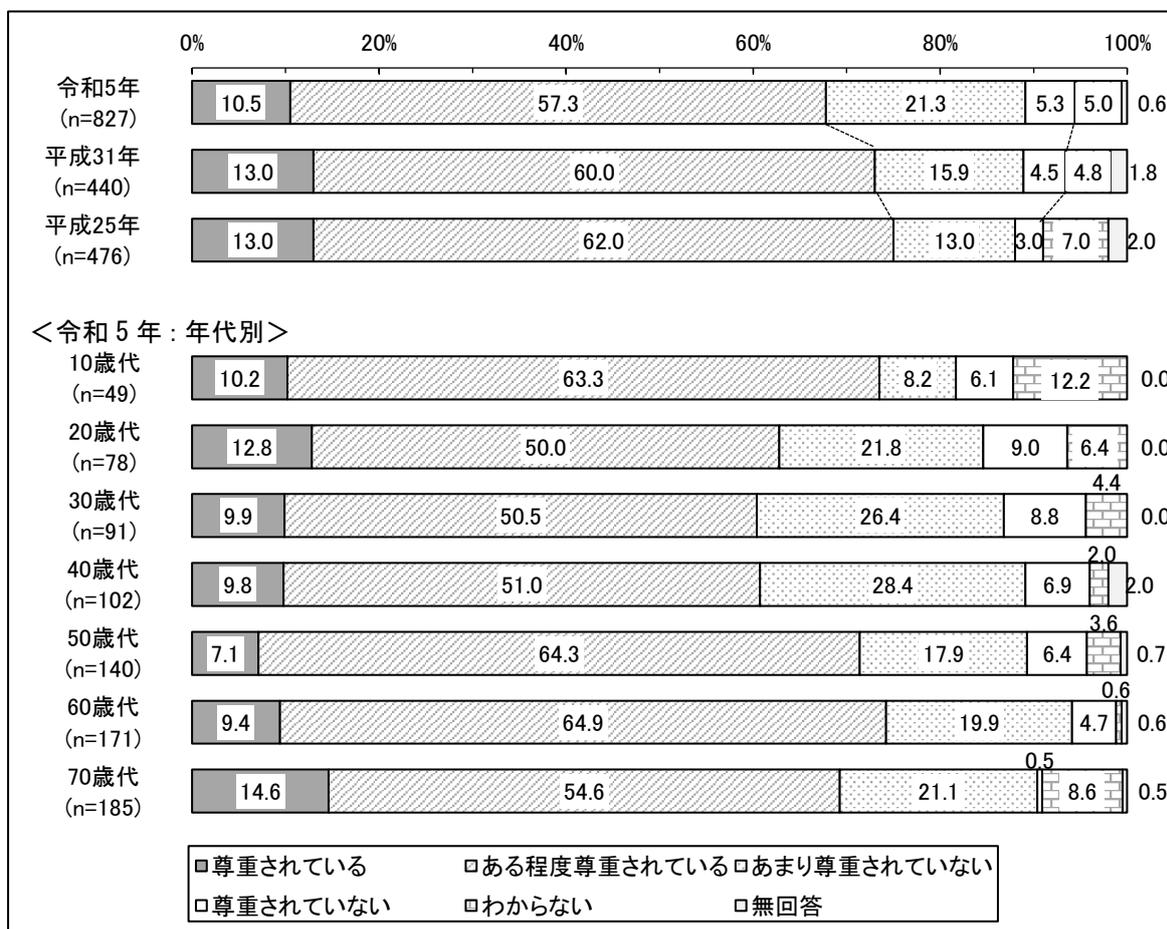
令和5年11月に無作為抽出した市民を対象に「人権に関する市民意識調査(以下、意識調査)」を行いました。その調査結果を平成31年に行った前回調査、平成25年に行った前々回調査の結果を比較すると、市民の意識の変化がうかがえます。

(1) 人権の尊重に対する考え

「尊重されている」「ある程度尊重されている」を合わせた割合が67.8%と7割弱を占めていますが、前回調査と比べて5.2ポイント減少しています。一方、「あまり尊重されていない」「尊重されていない」の合計は前回比6.2ポイント増加し、26.6%となっています。

年齢別にみると、「尊重されている」「ある程度尊重されている」を合わせた割合は「60歳代」が74.3%で最も高く、「30歳代」が60.4%で最も低くなっています。20歳代～40歳代の比較的若い世代でやや否定的な回答が多い傾向にあります。

図1 あなたは、今の日本は人権が尊重されている社会だと思いますか。



※グラフ中の(n)は設問への回答者数を表します(以下同じ)

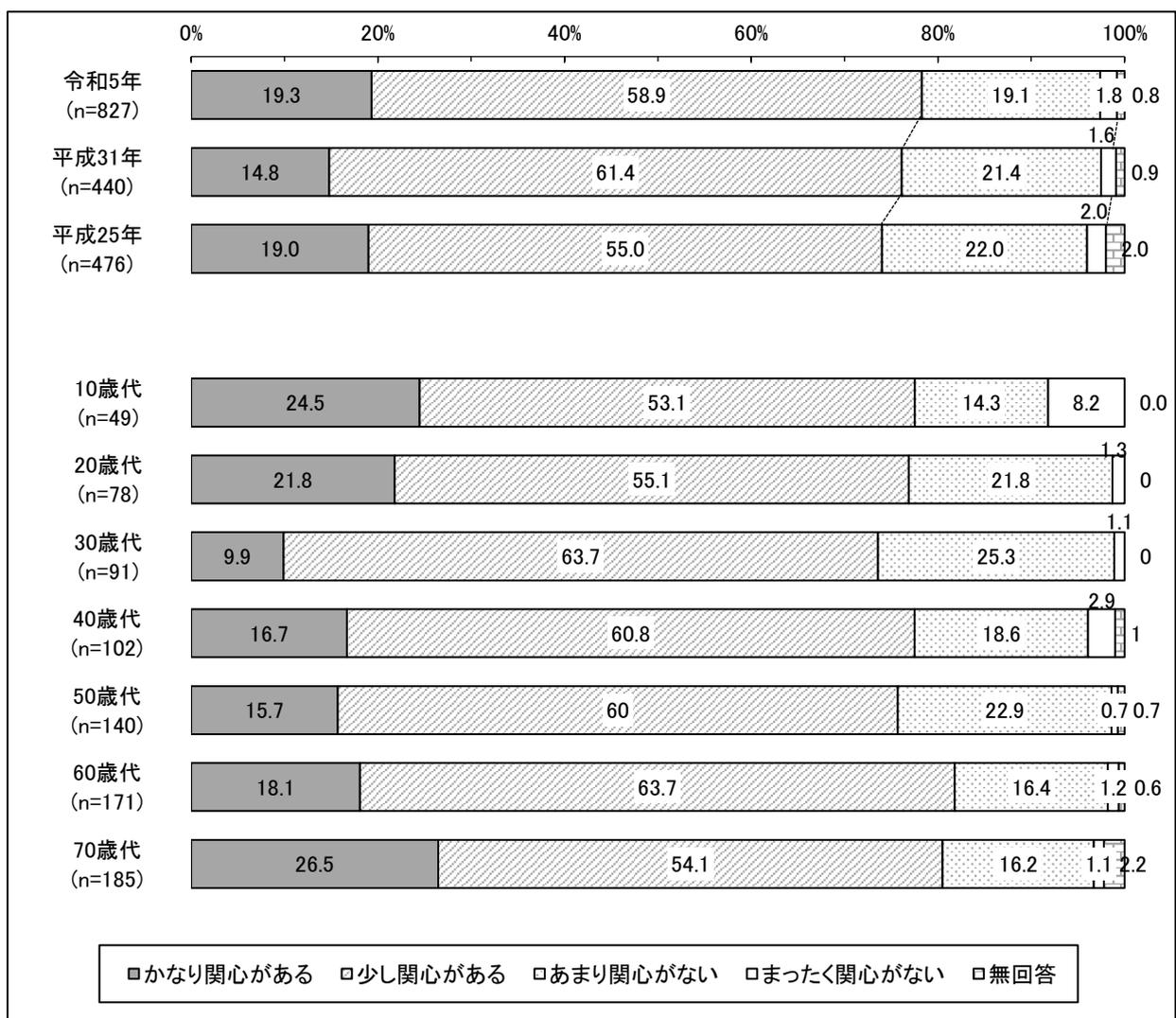
(2) 人権や差別問題への関心度合

「かなり関心がある」(19.3%)と「少し関心がある」(58.9%)を合わせた「関心がある」人の割合は78.2%と、8割近くになっています。

前回調査と比較すると、「関心がある」割合が2.0ポイント増加し小幅ながら関心度は高まっています。

年齢別にみると、「関心がある」の割合は60歳代(81.8%)で最も高く、30歳代(73.6%)で最も低くなっています。「かなり関心がある」の割合を含めて、総じて30歳代~50歳代で関心度合が若干低くなっています。

図2 あなたは、人権や差別問題にどの程度関心を持っていますか。

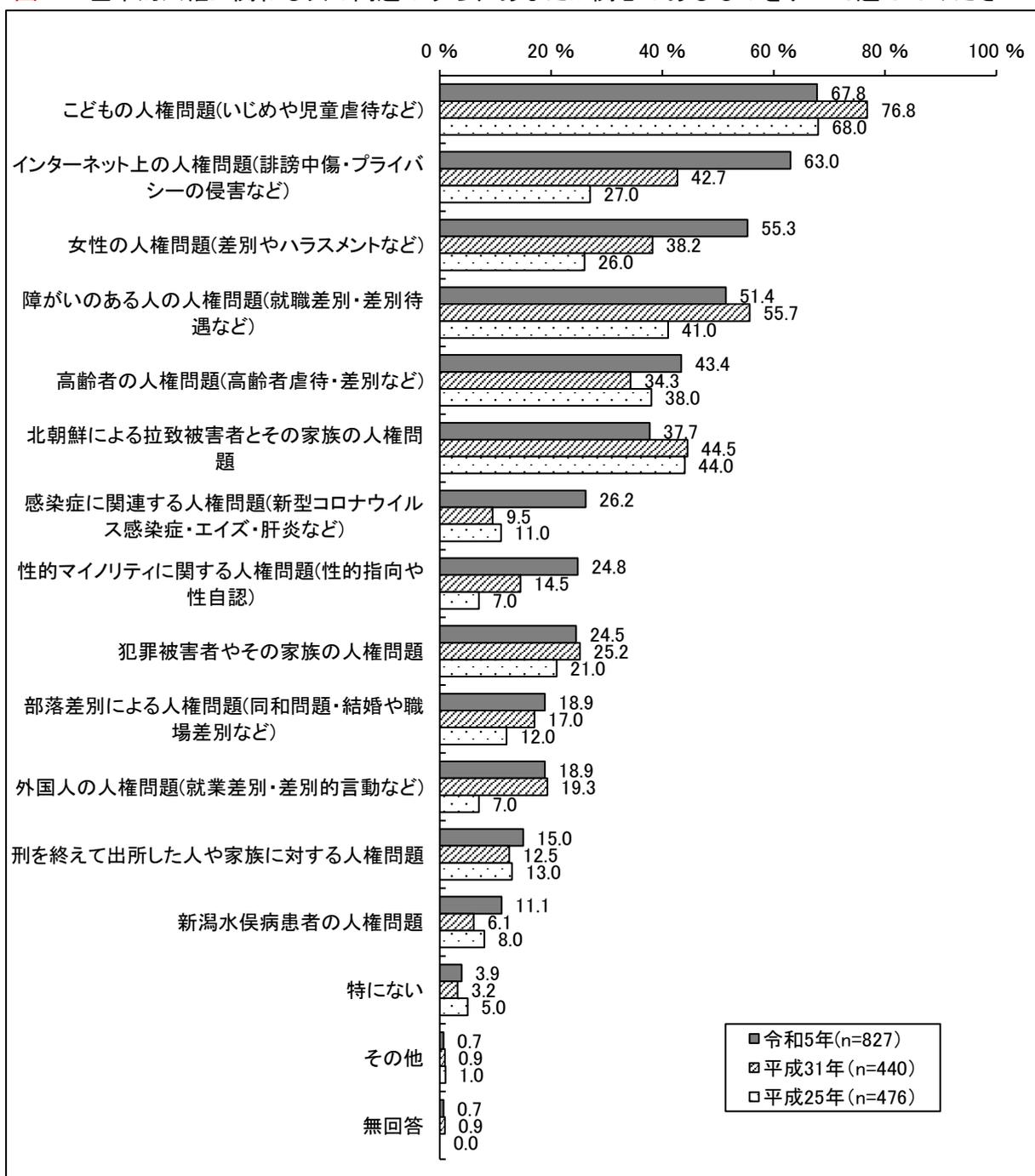


(3) 関心のある人権問題

「こどもの人権問題(いじめ・虐待)」が67.8%と最も高く、次いで「インターネット上の人権問題(誹謗中傷・プライバシーの侵害など)」が63.0%となっています。

前回調査より関心度が大きく増加したのは、「インターネット上の人権問題(誹謗中傷・プライバシーの侵害など)」(20.3ポイント増)、「女性の人権差別(差別やハラスメントなど)」(17.1ポイント増)、「感染症に関連する人権問題(新型コロナウイルス感染症・エイズ・肝炎など)」(16.7ポイント増)、「性的マイノリティに関する人権問題(性的指向や性自認)」(10.3ポイント増)となっています。

図3 基本的人権に関わる次の問題のうち、あなたが関心のあるものをすべて選んでください



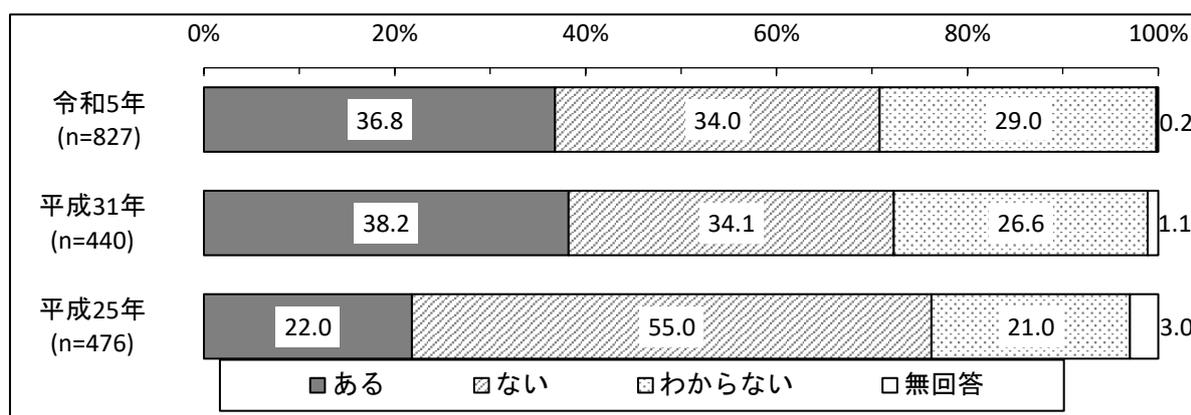
(4) 自分や周囲での人権侵害の認識

「ある」が36.8%で、前回調査より1.4ポイント減少しているものの、4割弱が侵害を受けた(見聞きした)と回答しています。

国や県の同旨調査と比較すると、質問方法に違いがあるものの、総じて佐渡市では「ある」の割合が高くなっています。

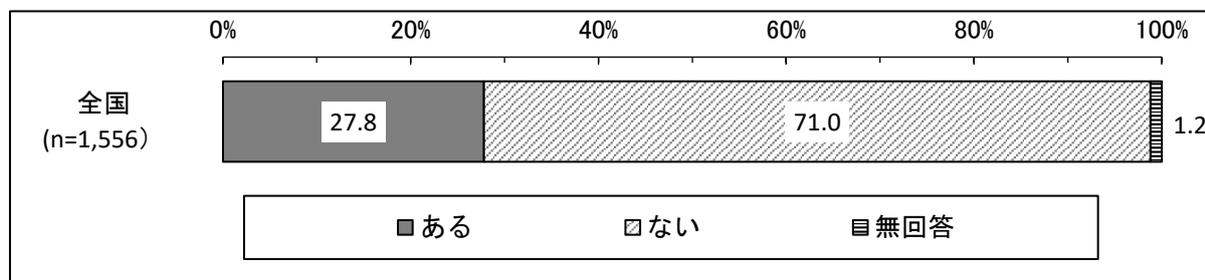
性別・年代別にみると、男女別では女性が、年代別では30歳代～50歳代の中心に「ある」の割合が総じて高く、特に40歳代では49.0%とほぼ5割と高くなっています。

図4 あなたやあなたの周りで、人権の侵害を受けたことがあると感じたことがありますか



◆参考 内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年11月)

問 あなたは、今までにご自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか



◆参考 新潟県「県民の意識・満足度アンケート」(令和6年10月)

問 この2,3年の間、あなたやあなたの身の回りで、「人権の問題がある」と感じたことはありますか

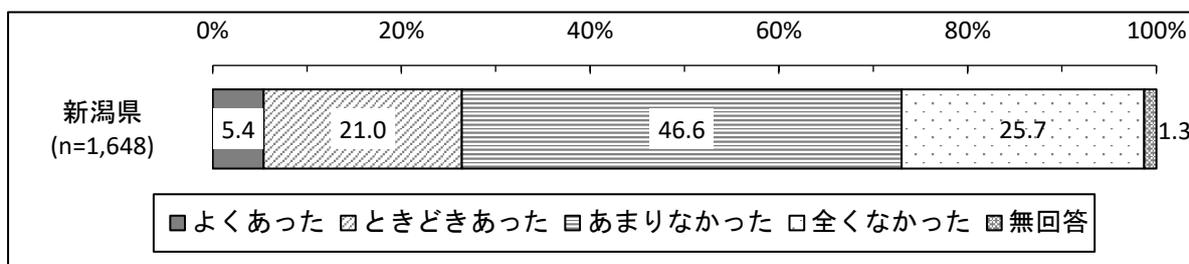
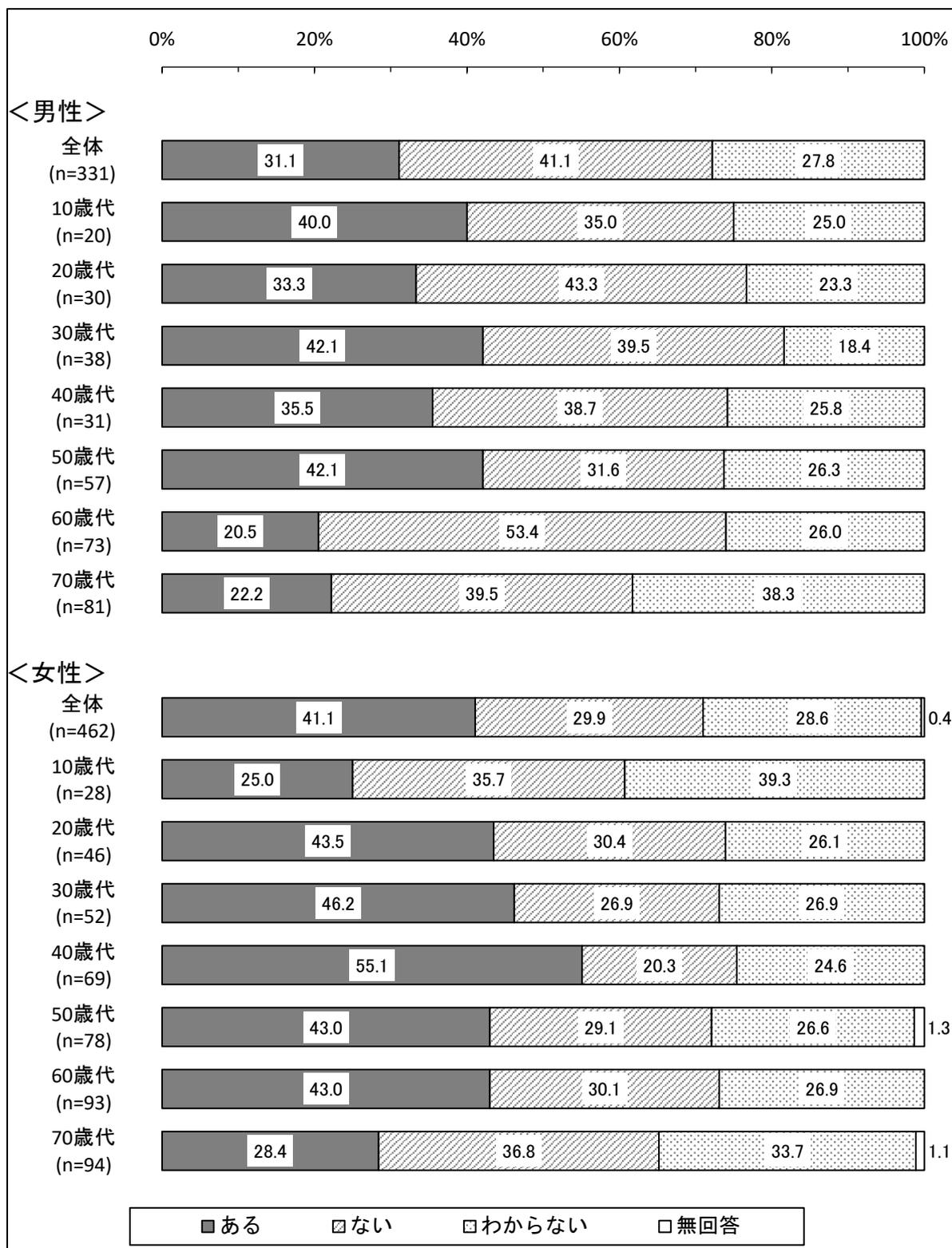


図4-1 あなたやあなたの周りで、人権の侵害を受けたことがあると感じたことがありますか

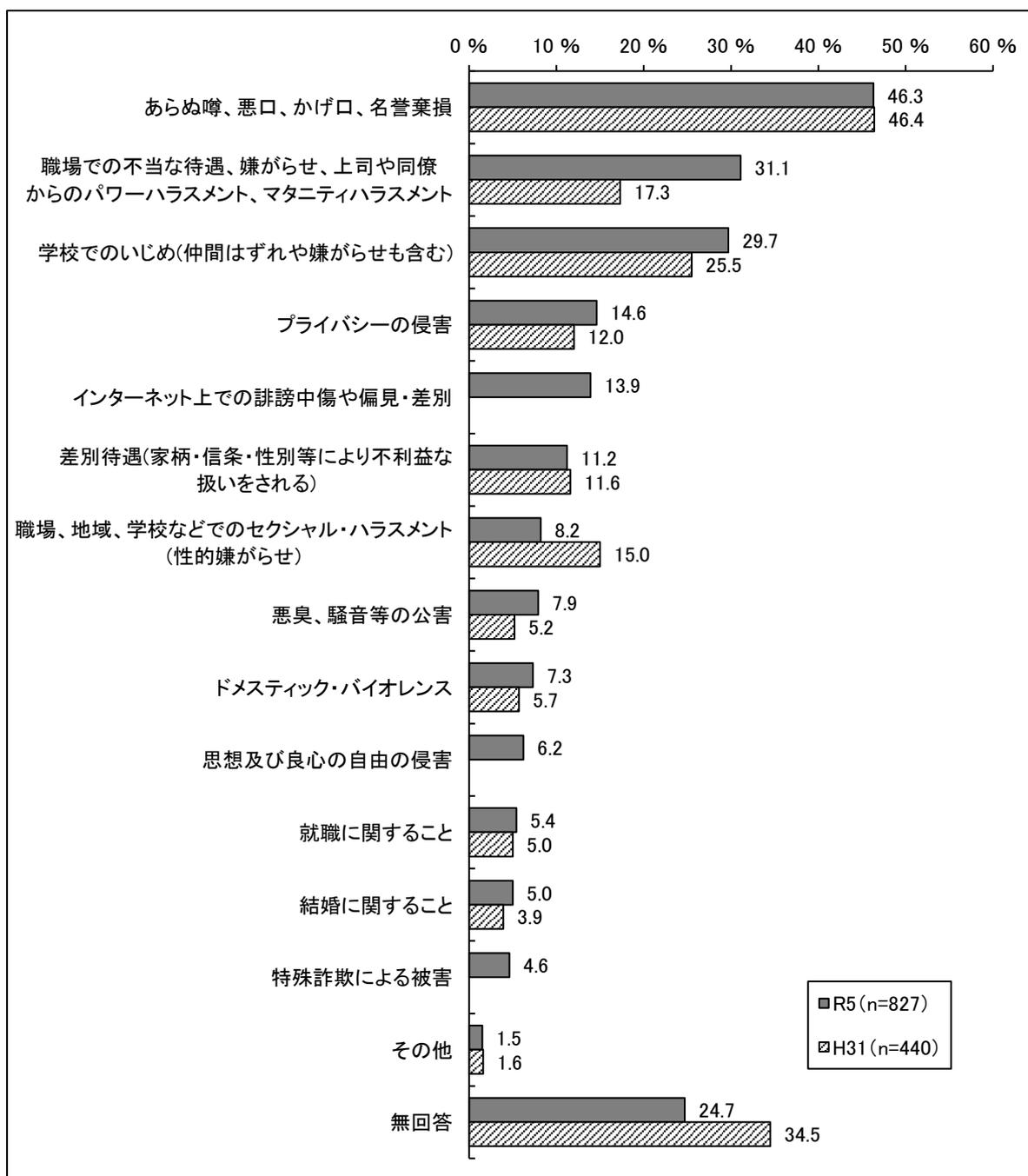
(男女別、年齢別)



人権侵害を受けたと感じた具体的な内容は「あらぬ噂、悪口、かげ口、名誉棄損」の割合が46.3%と最も高く、以下「職場での不当な待遇、嫌がらせ、上司や同僚からのパワーハラスメント、マタニティハラスメント」(31.1%)、「学校でのいじめ(仲間はずれや嫌がらせも含む)」(29.7%)が続いています。

前回調査と比較すると、「職場での不当な待遇、嫌がらせ、上司や同僚からのパワーハラスメント、マタニティハラスメント」(13.8ポイント増)が大幅に増加し、逆に「職場、地域、学校などでのセクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」(6.8ポイント減)が減少しています。

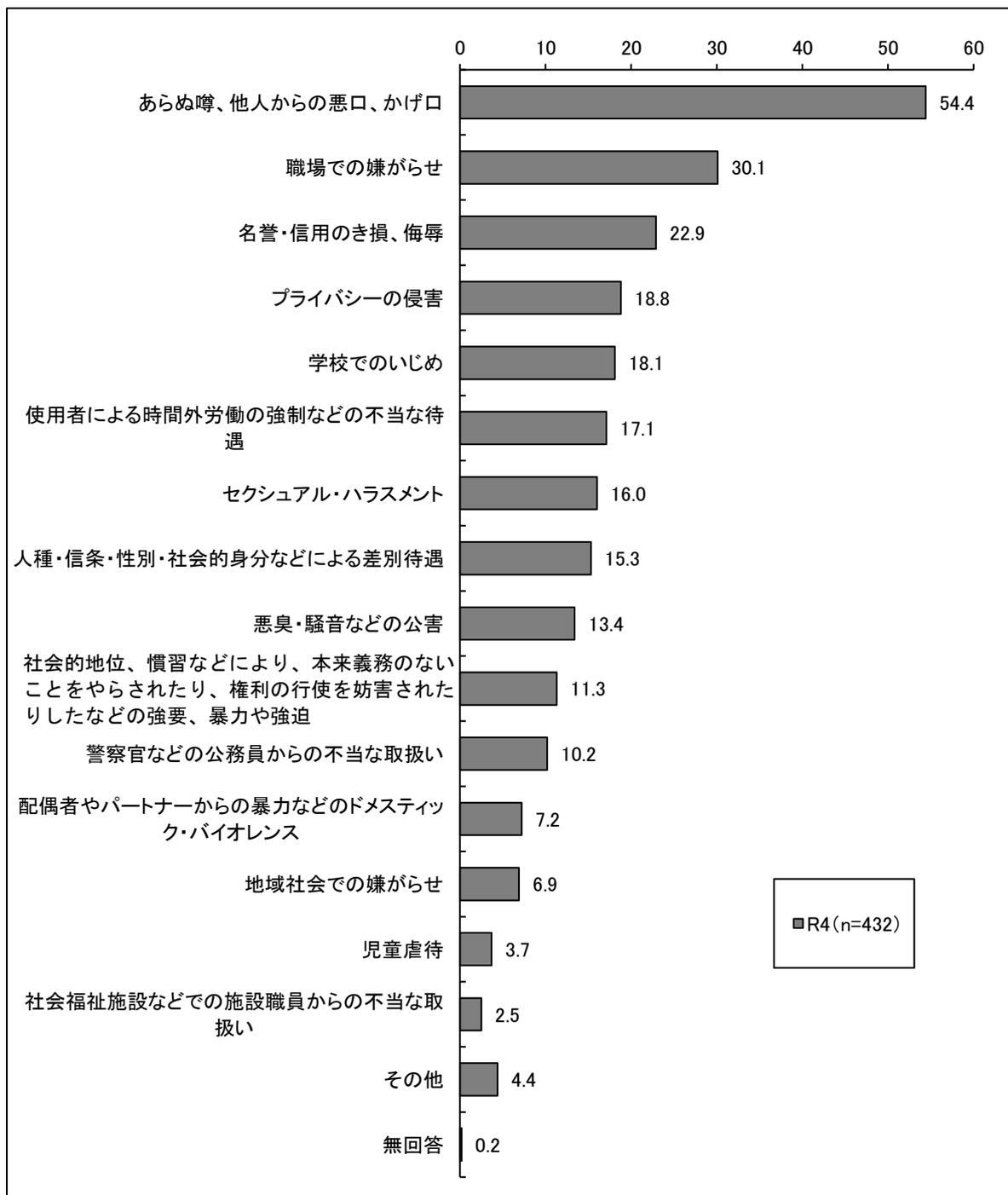
図5 あなたやあなたの周りで、人権侵害を受けたと感じた具体的内容を次の中からすべて選んでください



国の調査と比較すると、選択肢の内容に一部相違はあるものの、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」「職場での嫌がらせ」「プライバシーの侵害」「学校でのいじめ」などが上位となっており、大きな違いは見られない結果となっています。

◆参考 内閣府「人権に関する世論調査」（令和4年11月）

問 （自分の人権が侵害されたと思ったことがある人に）ご自分の人権が侵害されたと思ったのは、どのような場合ですか。（〇はいくつでも）



(5) 人権擁護機関の認知度及び人権侵害を受けた時の相談先

人権擁護機関の認知度については総じて増加していますが、最も高かった「弁護士」でも51.6%と5割程度にとどまっています。一方、「知らない」が24.4%となっています。

また、人権侵害を受けた時の相談先としては、「家族や親せき」(63.7%)、「友人」(44.0%)など周囲の人間が多くなっており、公的機関の存在や相談方法について周知が必要と思われます。

図6 あなたは、人権擁護機関としてどのようなものを知っていますか。次の中からすべて選んでください

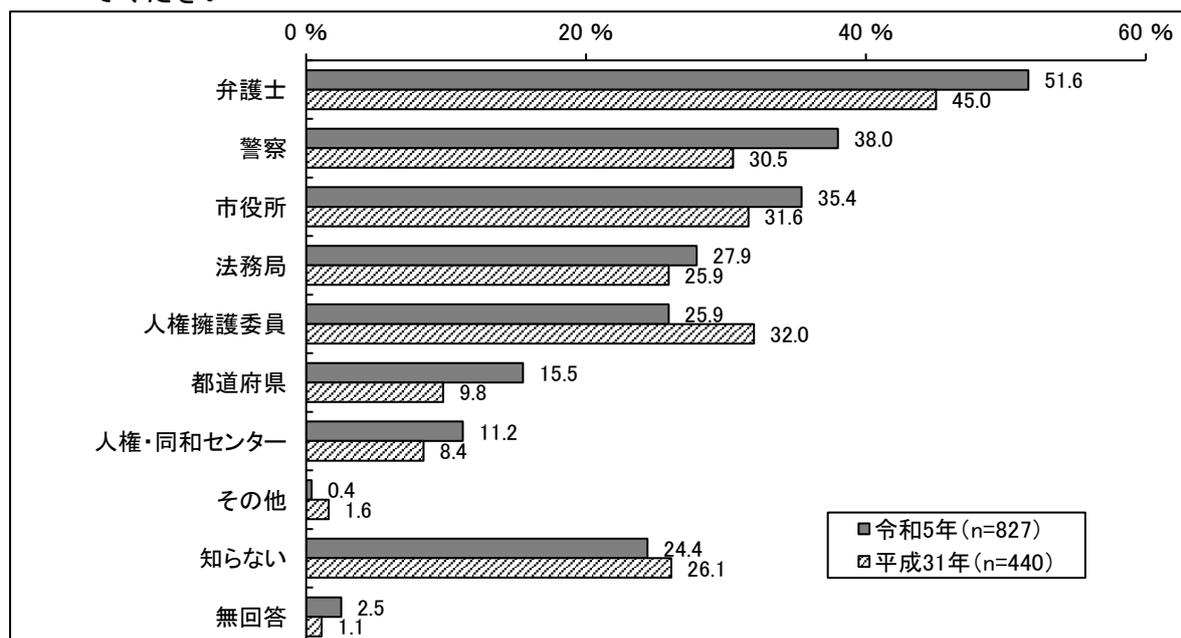
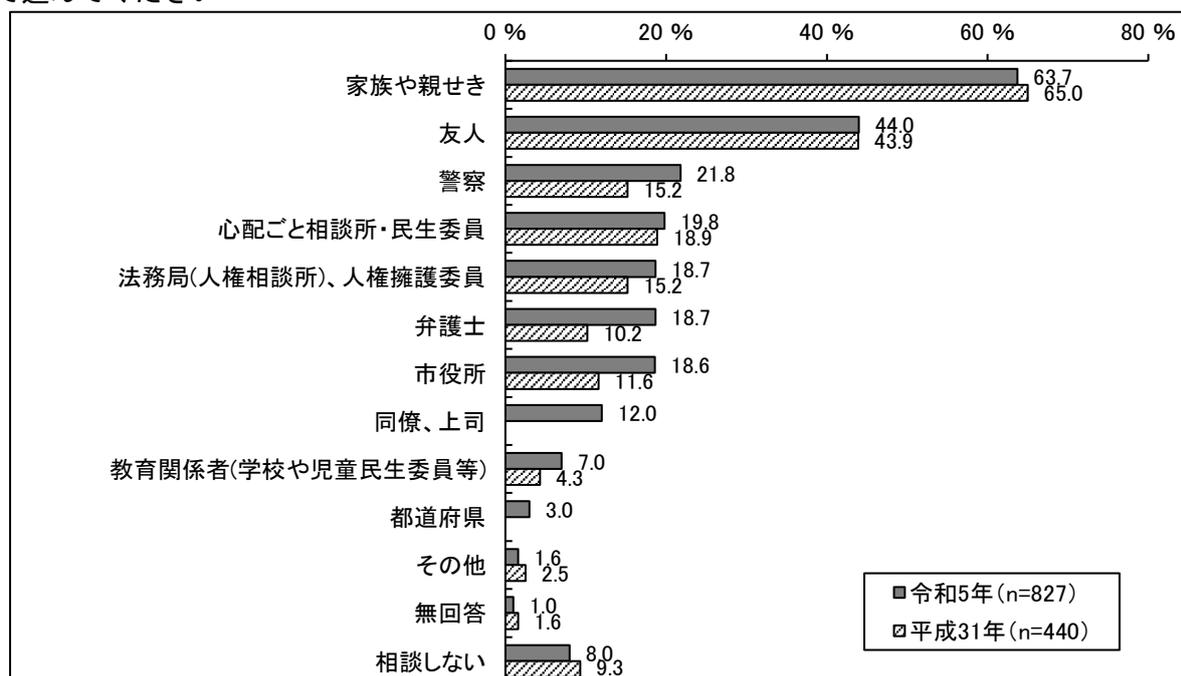


図7 もしあなたが人権侵害を受けたとしたら、どなた(どこ)に相談しますか。次の中からすべて選んでください



2 意識調査からみた課題

(1) 意識調査結果の考察

①人権問題への関心度合

・インターネット上での誹謗中傷やプライバシーの侵害などの問題、各種ハラスメントを中心とした人権問題への関心が高まる中、人権や差別問題全般への関心度合は小幅ながら高まりつつあるが、年代別でややバラツキがみられ、特に **30歳代～50歳代の年代** では関心度合が若干低くなっています。

・関心のある人権項目では、前回調査に比べ「インターネット上の人権問題」、各種ハラスメントを中心とした「女性の人権問題」、特に**新型コロナウイルス感染症の拡大初期**にみられた「感染症に関連する人権問題」などが増えています。

・一方、同和問題については「分からない」の回答が多いことなども含め、自分自身の身近な問題としてとらえられず、関心が次第に薄まりつつある状況もうかがえます。

②自分自身及び周囲における人権問題の認識

・自分も含む周辺での人権侵害について、回答者の4割弱が侵害を「受けた」と回答しており、その内容として「職場でのハラスメント」「学校でのいじめ」が増加しています。また、人権の尊重に対する考えとして、「(あまり)尊重されていない」とする回答が前回、前々回調査に比べ増加傾向にあるなど、人権問題は総じて悪化しているとの認識が高まりつつあります。

③人権問題の相談先

・人権擁護機関の認知度では最も高い「弁護士」で5割程度にとどまっているほか、具体的な相談先としては「家族や親せき」「友人」といった周囲の人間が多くなっていることから、**人権相談員など公的な人権擁護機関の存在や相談方法の周知が必要と思われます。周知を図っていく必要があります。**

(2) 意識調査からみた課題

①あらゆる階層、対象に向けた人権教育、広報・啓発活動の充実

関心が低い年齢層の底上げや、インターネット、各種ハラスメントなど新たな人権テーマに対応すべく、社会教育や事業所向けの教育・広報活動の充実、学校教育での内容・テーマの見直しなどを図っていく必要があります。

②相談、支援体制の強化

人権相談への適切な対応力を高めるべく、市役所内の相談窓口の体制強化、周知徹底を図るとともに、人権擁護委員、法務局を始めとした公的な人権擁護機関の内容や相談方法を周知し、地域社会全体での対応力を強化していく必要があります。

③関係機関との連携

地域としての対応力強化のため、警察や法務局、県など関係機関との連携のほか、地域の人権関連団体の活動支援、協働を推進していく必要があります。

第3章 重点目標、分野別人権施策の推進

1 重点目標

「第3次佐渡市人権教育・啓発推進計画」では、重点目標として前章の「人権に関する市民意識調査」による人権や差別問題への関心度合いにおいて、「かなり関心がある」の割合をすべての年齢層で25%以上、「まったく関心がない」の割合を0%に設定し、各種の教育、啓発活動に取り組んできました。

今般の「第4次計画」策定にあたり昨年度に市民を対象に行った意識調査の結果では、「かなり関心がある」の割合は増加していますが19.3%にとどまっています。年齢層別でも、目標の25%以上となったのは70歳代のみで、特に30歳～50歳代では10%台以下にとどまるなど総じて関心度合いが低くなっています。一方、「まったく関心がない」の割合は1.8%と前回調査から小幅ながら増加しており、引き続き啓蒙が必要な状況となっています。

以上の結果から、「第4次計画」においては、本計画の最終年度に行う「人権に関する意識調査」において、すべての年齢層で「かなり関心がある」割合が25%以上となることを重点目標と取り組むこととします。

市民一人ひとりが人権について自らの課題として関心を持ち、自身も他者も尊重されるべき存在であり、差別や偏見を許さないと認識し、実践する地域づくりのためには、人権教育・啓発の果たす役割が大変重要です。

特に関心の低い年代に向けた取組や、インターネット上での誹謗中傷や職場等での各種ハラスメント、LGBTQなど性的マイノリティに関する人権問題など、新たな問題に対する対応も求められることから、学校教育、社会教育及び事業所向けなど、対象やテーマを見直ししながら人権教育・啓発の更なる充実を図るとともに、事業の実施主体である市の職員に対する人権教育・啓発に積極的に取り組みます。

<重点目標>

人権に関する市民意識調査		前回目標	現状 (R5)	今回目標
人権や差別問題への関心度合	「かなり関心がある」の割合	25.0%以上	19.8%	25.0%以上

2 分野別人権施策の推進

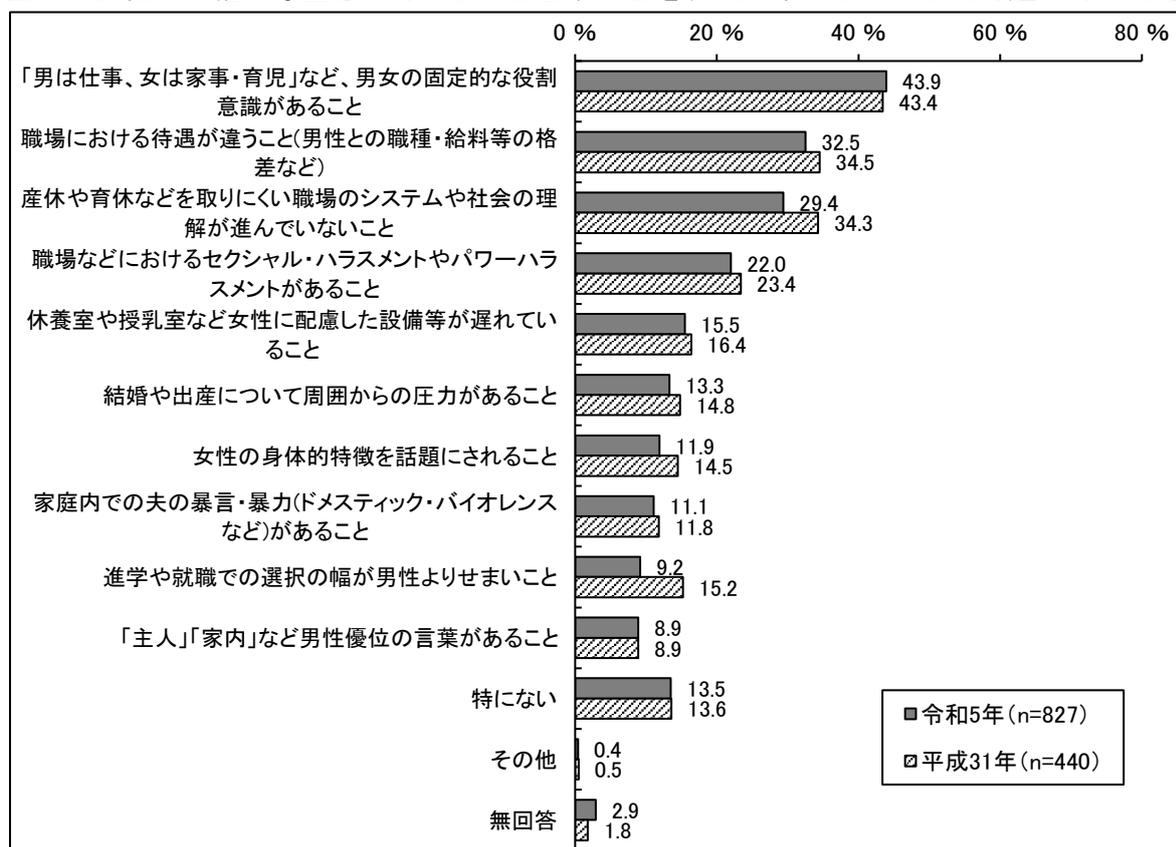
1. 女性の人権

(1) 現状と課題

女性の人権問題とは、女性に対する不平等や差別であって、女性の人権および基本的自由が妨げられることに関する問題です。日本社会では固定的性別役割分担意識が今なお根強く残っています。それらの意識が社会構造のあらゆるところに反映されており、このことが男女の賃金格差、家事・育児・介護等の負担の偏り等として表れていることから、これらの意識を反映した構造が解消されなければなりません。また、令和6年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」が施行され、性的な被害や、家庭の状況、地域社会との関係性など様々な事情により日常生活に困難を抱える女性に対しての支援策が求められています。

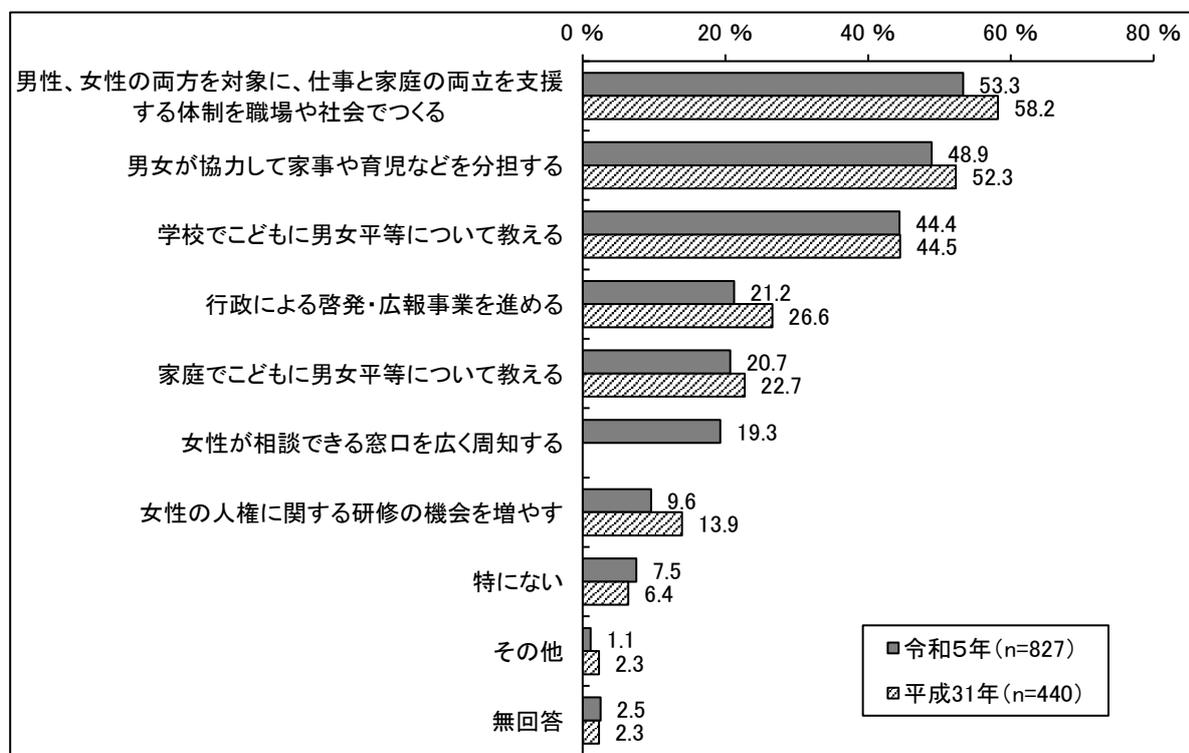
「人権に関する市民意識調査(以下、意識調査)」の結果では、「女性の人権が尊重されていないと思うこと」として、「『男は仕事、女は家事・育児』など男女固定的な役割認識があること」「職場における待遇が違うこと(男性との職種・給料等の格差など)」「産休や育休などを取りにくい職場のシステムや社会の理解が進んでいないこと」「職場などにおけるセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントがあること」など、社会、家庭での意識や職場等での体制等の問題に対する指摘が上位を占めています。

図8 女性の人権が尊重されていないと思うことを、次の中から3つ以内で選んでください



また、「女性の人権を守るために必要と思われること」では「男性、女性の両方を対象に、仕事と家庭の両立を支援する体制を職場や社会でつくる」「男女が協力して家事や育児などを分担する」「学校でこどもに男女平等について教える」が上位となっています。

図9 女性の人権を守るために必要と思われることを、次の中から3つ以内で選んでください



(2) 取組方針

①意識啓発の推進

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動が確保されることが重要であり、女性に対する偏見や固定的な役割分担意識の解消に向けて、家庭、職場、地域、教育などあらゆる場において、男女平等意識を定着させるよう、啓発活動、教育を行います。

②男女ともに働きやすい職場・労働環境づくり

労働条件における男女格差の解消、妊娠・出産等を理由とする不利益な扱いの禁止など、男女平等な職場環境づくりとともに、仕事と家庭の両立や男女がともに個人のライフスタイルやニーズに応じた多様な働き方が可能な、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、支援と啓発に努めます。

③あらゆる分野における男女共同参画の推進

女性の地域社会に対する参画意識を高め、家庭や職場、地域社会などあらゆる分野の意思決定の場への女性の参画を進めていくため、地域コミュニティや各種審議会等での積極的な女性役員・委員の登用推進などをはじめ、女性参画推進に向けた社会的条件の整備に努めま

す。

④女性の人権を守り尊重する環境づくり

DV、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力等の根絶に向けた啓発を進めるとともに、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実に努めます。

(3) 取組内容

取組方針	具体的な内容	主管課
①意識啓発の推進	男女平等意識に関する広報啓発活動	市民課
②男女がともに働きやすい職場・労働環境づくり	(仮) 職場における人権意識の啓発	地域産業振興課
③あらゆる分野における男女共同参画の推進	(仮)	
④女性の人権を守り尊重する環境づくり	女性相談事業 (DV 防止)	子ども若者課
	職員向けハラスメント防止研修の実施	総務課

(4) 指標

No	指標	算出方法等	現状(年度)	令和11年度目標
1	「男は仕事、女は家事・育児」など、男女の固定的な役割意識があると回答する人の割合	市民意識調査	43.9% (R5)	減少
2	市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合	市民課調べ	26.2% (R2)	40% (R8)
3	自身や周囲で人権侵害として「DV」を受けたと回答した人の割合	市民意識調査	7.3% (R5)	減少

2. こどもの人権

(1) 現状と課題

こどもの人権に関しては、1989年(平成元年)11月の国連総会において採択された「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」において、「差別の禁止(差別のないこと)」「子どもの最善の利益(子どもにとって最も良いこと)」「生命、生存および発達に対する権利(命を守られ成長できること)」「子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)」の4つの基本的な考え方が示されています。またわが国では、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に施行された「こども基本法」において、こども施策の基本理

念のほか、こども等の意見の反映（こどもアドボカシー：こどもが意見や考えを表明できるようにサポートする）などについて定めています。

しかしながら、家族の形態の多様化、近隣とのつきあいの希薄化などの社会状況の変化の中で、児童虐待やいじめ、不登校、少年非行の凶悪化や低年齢化、児童ポルノ、貧困など、様々な問題が生じています。また、インターネットやスマートフォンの普及により、有害情報の氾濫、SNSを介した事件等、こどもの人権が侵害されやすい環境になっています。

意識調査では、「こどもの人権が守られていないと思うこと」として、「こども同士の暴力、仲間はずし、無視などのいじめ」「いじめや体罰、虐待を見て見ぬふり」などいじめに関する問題が上位を占めています。また、「指導者や教師の体罰、不快な言動」「育児放棄(ネグレクト)」「親・同居者の身体的、心理的な虐待」など、親・保護者や教育者による虐待、暴力などへの指摘も比較的高くなっています。

一方、「こどもの人権を守るために必要と思われること」として、「家庭内での人間関係の安定」「指導者や教師の人間性及び資質の向上」「学校でこどもの人権を尊重する教育推進」が上位となっています。

図10 こどもの人権が守られていないと思うことを、次の中から3つ以内で選んでください

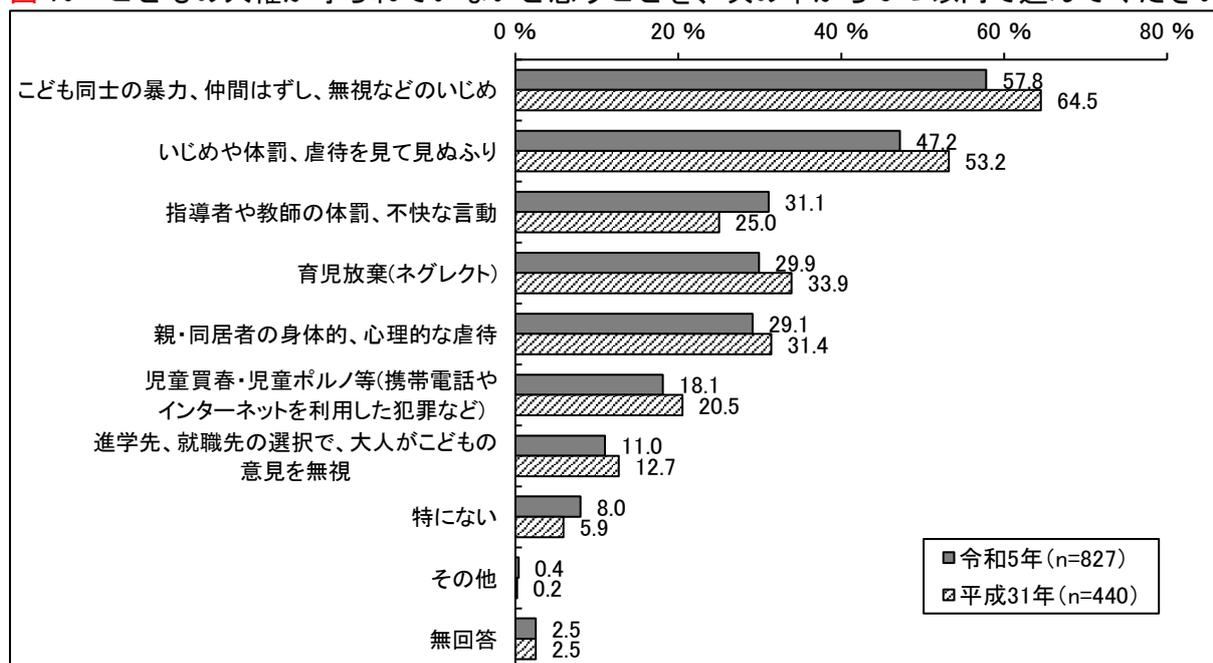
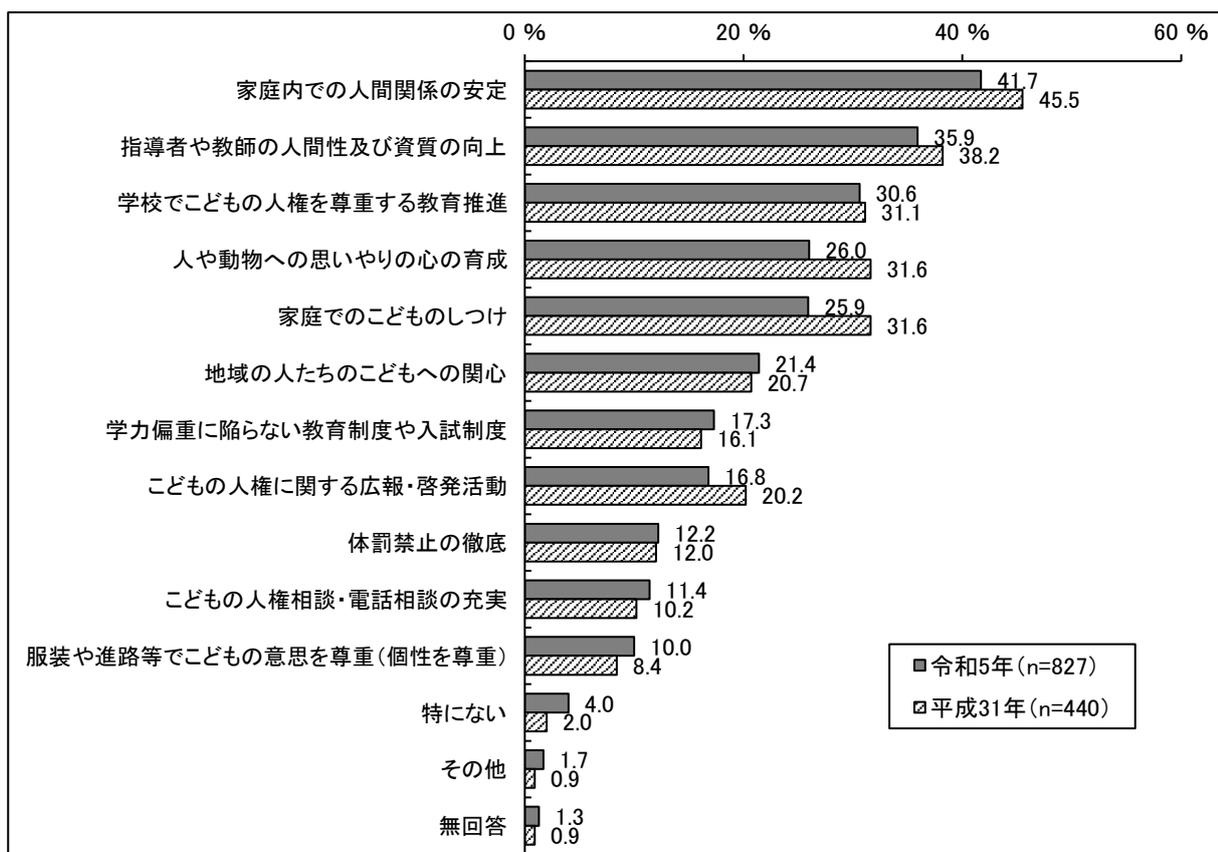


図 11 こどもの人権を守るために必要と思われることを、次の中から3つ以内で選んでください



(2) 取組方針

①いじめや不登校、体罰等への対策推進

いじめや不登校、非行等に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家によるこどもや保護者の相談体制の強化に努めるとともに、佐渡市いじめ問題対策連絡協議会やいじめ等対策委員会等において、学校・地域・関係機関等のネットワーク強化に取り組みます。

また、児童・生徒の実態に応じ適切な指導・援助ができるように、教職員・相談員の資質向上をめざした研修の充実を図ります。

②児童虐待、育児放棄の防止

市民に対して児童虐待防止についての知識の普及を図るとともに、虐待の早期発見のための協力を働きかけ、社会全体でこどもの成長を見守る支えあいの地域づくりに取り組みます。

こどもへの虐待やDVの未然防止、虐待を受けたこどもへの迅速かつ適切な保護および心理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、「要保護児童対策地域協議会」の下、関係機関・団体等と連携しながら、こどもが安全・安心に暮らすための取組を推進するとともに、相談体制の充実に取り組みます。

また、出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、保健師等が関わり、妊娠期、出産、子育てなど、ライフステージに応じた支援を図るとともに、地域子育て支援センター事業を強化し、乳幼児を持つ保護者を対象とした講習会など子育て家庭の相互交流の

場を提供します

③家庭、学校、地域社会が連携したこどもの居場所づくり

こどもの健全な育成のためには、家庭、学校、地域社会が連携をとり、**こどもの安全な居場所を隠していくことが重要であり**、このため地域のスポーツ・文化活動・社会活動等の活性化や国際交流の促進を図り、遊びなどを通じた仲間づくりを進めます。

また、こどもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、家庭や地域、保育施設や学校、警察等との連携・協働体制の強化を図り、総合的な安全・事故防止対策の推進に努めます。

④こどもの人権に関する教育、啓発活動の推進

保育・教育機関と連携しこどもの成長段階に応じた人権教育を行い、人権尊重の意識の向上と豊かな人間性の育成に取り組みます。また、インターネットを中心とした有害広告、情報からこどもを守るための啓発活動に努めます。

更に、広く一般市民を対象にこどもの人権擁護に関する啓発や相談方法等の周知に努めてまいります。

(3) 取組内容

取組方針	具体的な内容	主管課
①いじめや不登校、体罰等への対策推進	(仮)「いじめ防止基本方針」に沿ったいじめ未然防止及び対応	学校教育課
	(仮)心の教室相談員・不登校児童生徒訪問指導員の配置	
②児童虐待、育児放棄の防止	支援者や一般市民向け児童虐待に防止に関する研修会開催	子ども若者課
③家庭、学校、地域社会が連携したこどもの居場所づくり	(仮)児童クラブ、児童館等の充実	子ども若者課
④こどもの人権に関する教育、啓発活動の推進	こどもの人権に関する周知啓発活動	市民課

(4) 指標

No	指標	算出方法等	現状(年度)	令和11年度目標
1	こどもの人権が守られていない事項で「こども同士の暴力、仲間はずし、無視などのいじめ」と回答する割合	市民意識調査	57.8% (R5)	50.0%以下
2	「地域子育て支援センター」の利用者延べ人数	子ども若者課調べ	13,459人 (R5、3月末現在)	14,000人
3	児童クラブ待機児童数	子ども若者課調べ	14人 (R5)	0人

3. 高齢者の人権

(1) 現状と課題

佐渡市の高齢化率は、2020年（令和2年）の佐渡市の調査で41%を超えており、高齢化の進行による一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴う、高齢者の財産をめぐるトラブルや悪質な訪問販売、詐欺等の消費者被害の問題、介護負担等を原因とする高齢者虐待など、高齢者の権利に係る問題が深刻化しています。

また、高齢者のみ世帯の割合が多いことから、災害時の不安はより大きな問題であり、地域ぐるみで支えあい助けあう仕組みづくりも重要となってきています。

意識調査の結果では、「高齢者の人権が尊重されていないと思うこと」として、「悪徳商法による被害が多いこと」「高齢者が暮らしやすいまちづくり・住宅づくりが進んでいないこと」「一人暮らしの高齢者に対して生活に必要な情報が十分に伝わらないこと」「経済的に自立が困難なこと」が上位を占めています。

また、「高齢者の人権を守るために必要と思われること」として、「高齢者の孤独を防ぐための交流促進」「生きがい対策・ボランティア団体などの整備充実」「緊急通報体制など、高齢者の見守り体制の強化」「高齢者の社会参画・就職機会の拡大」などが上位となっています。

図12 高齢者の人権が尊重されていないと思うことを、次の中から3つ以内で選んでください

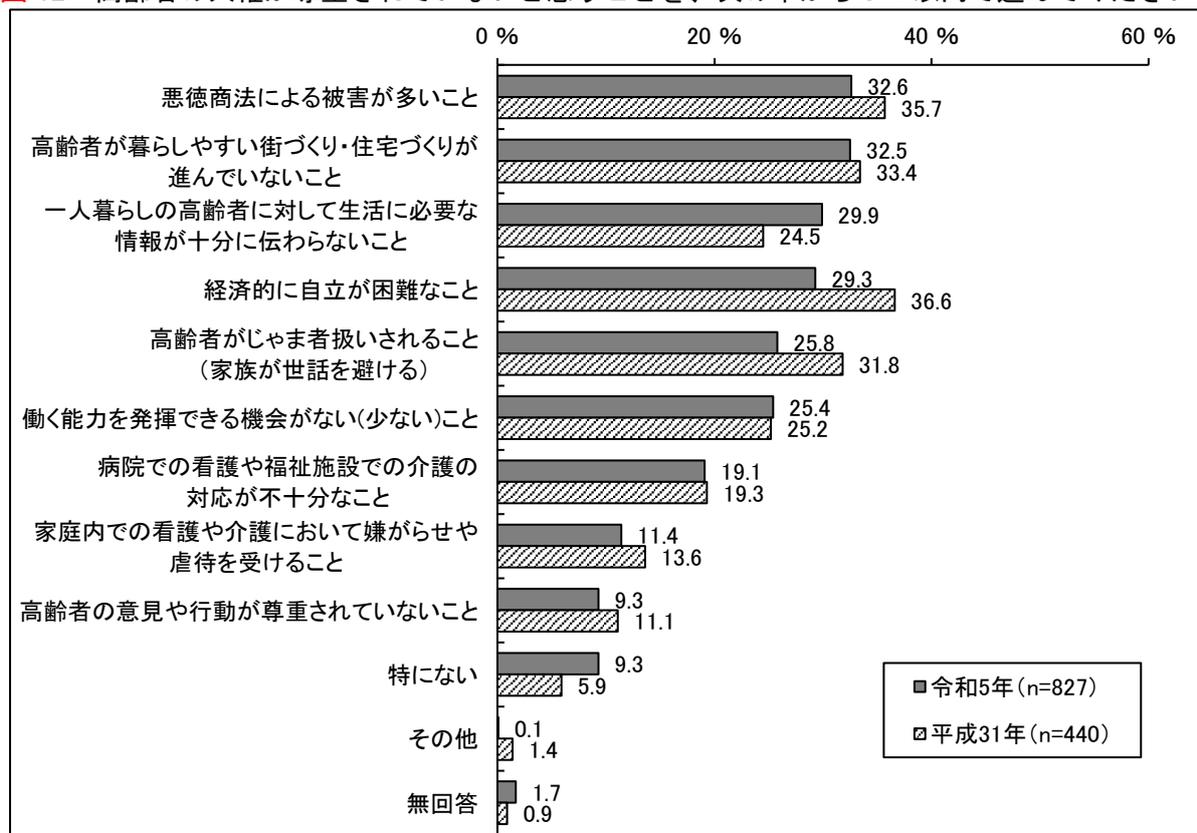
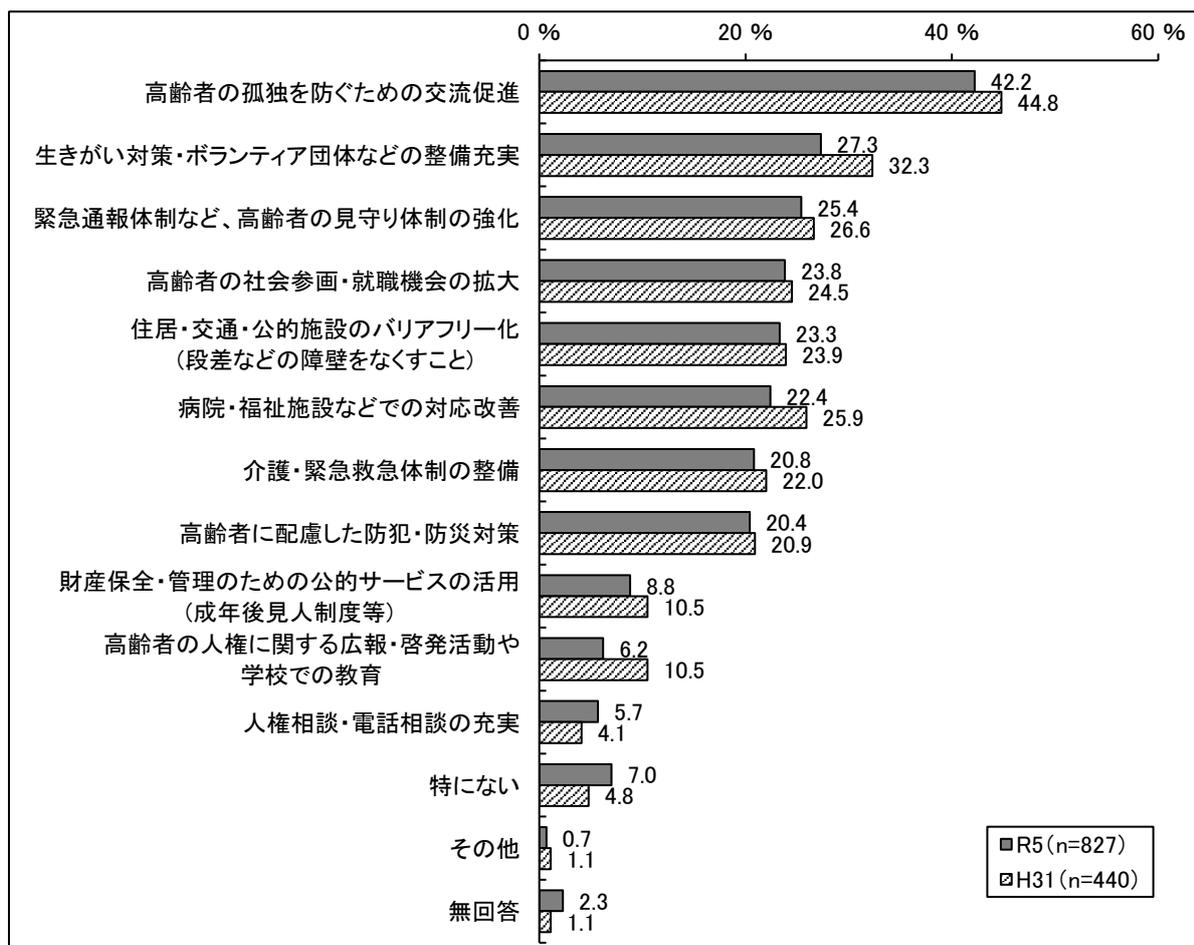


図13 高齢者の人権を守るために必要と思われることを、次の中から3つ以内で選んでください



(2) 取組方針

① 高齢者の自立支援と社会参画の推進

高齢者それぞれが、長年培った知識や経験を活かして、地域社会で活躍できるよう各種事業や社会参加などを進めます。また、高齢者が働く意欲や地域での活動の場を持ち、積極的な社会参加や学習・健康づくり活動、さらにはボランティア活動などに参加することができる機会が提供され、活力ある地域社会が形成されるよう取り組んでいきます

② 単身、高齢者のみ世帯への生活支援

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が地域で差別や孤立化することなく、特に災害時において行政や地域が高齢者を見守る体制を充実させるとともに、様々な情報機器を活用し、生活情報の遮断が起きないような体制整備に努めます。

③ 高齢者が暮らしやすい社会環境整備

高齢者が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができるよう、都市計画や公共施設等でのバリアフリー化の推進や、**高齢者の健康づくり活動への支援**などに取り組みます。

④高齢者を対象とした犯罪や虐待などの防止

高齢者虐待については個別に背景・要員を理解し、虐待解消に向けた対応体制の構築を図るとともに、虐待防止に向けた市民への普及・啓発をはじめ擁護者等を支援するなど、虐待が発生しない社会の構築に努めます。また、高齢者をターゲットにした悪徳商法や詐欺犯罪の被害防止のため警察などの関係機関と連携し啓発活動を徹底します。

(3) 取組内容

取組方針	具体的な内容	主管課
①高齢者の自立支援と社会参画の推進	就労や雇用の促進(シルバー人材センター活動支援)	高齢福祉課
②単身、高齢者のみ世帯への生活支援	地域見守り事業の実施	高齢福祉課
③高齢者が暮らしやすい社会環境整備	相談体制の充実(地域包括支援センターの機能強化)	高齢福祉課
④高齢者の権利擁護	(仮)・成年後見制度の周知及び利用促進 ・市民後見人養成	社会福祉課

(4) 指標

No	指標	算出方法等	現状(年度)	令和11年度目標
1	認知症サポーター養成講座 延べ受講者数	高齢福祉課調べ	9,421人(R5)	11,000人
2	地域見守り事業所数	高齢福祉課調べ	45事業所(R5)	70事業所

4. 障がいのある人の人権

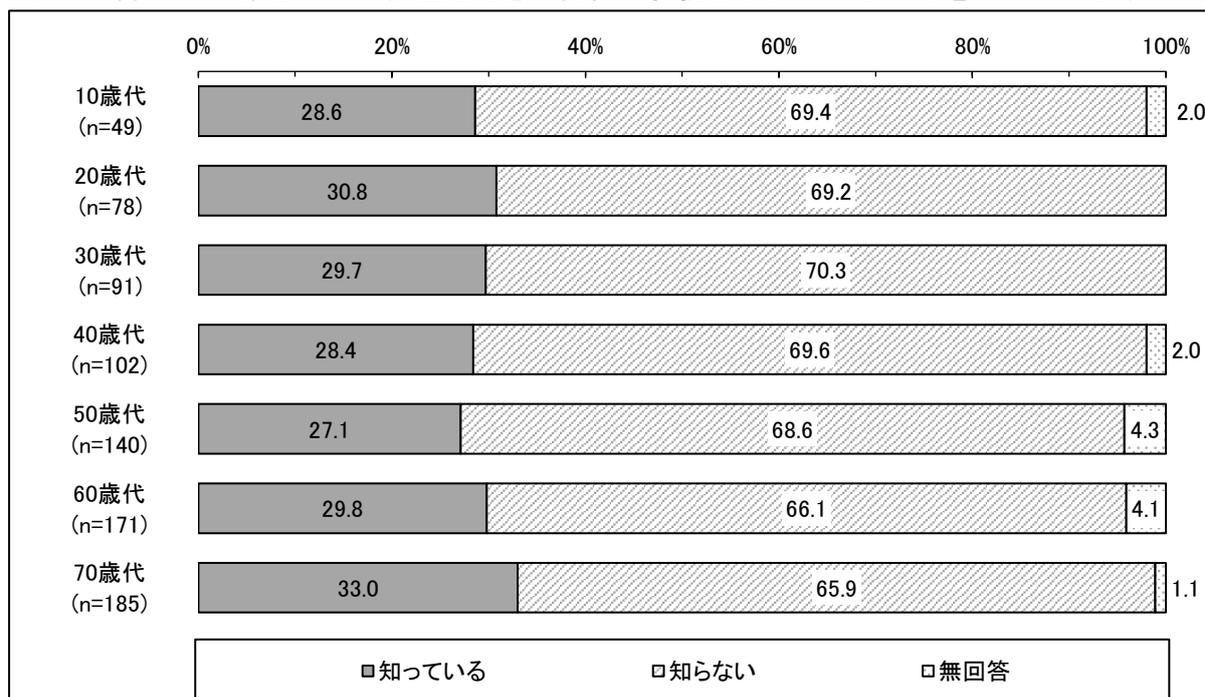
(1) 現状と課題

障がいのある人が安心して地域の中で生活できる社会は、誰もが安心して暮らせる社会であり、その実現のために市民それぞれが障がいのある人たちへの偏見をなくし、人権が尊重された福祉のまちづくりへ向けて取り組むことが重要です。2016年（平成28年）、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、2024年（令和6年）の改正により、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

意識調査の結果では、「合理的配慮の提供」の義務については全年代を通して3割前後の認知度にとどまっています。

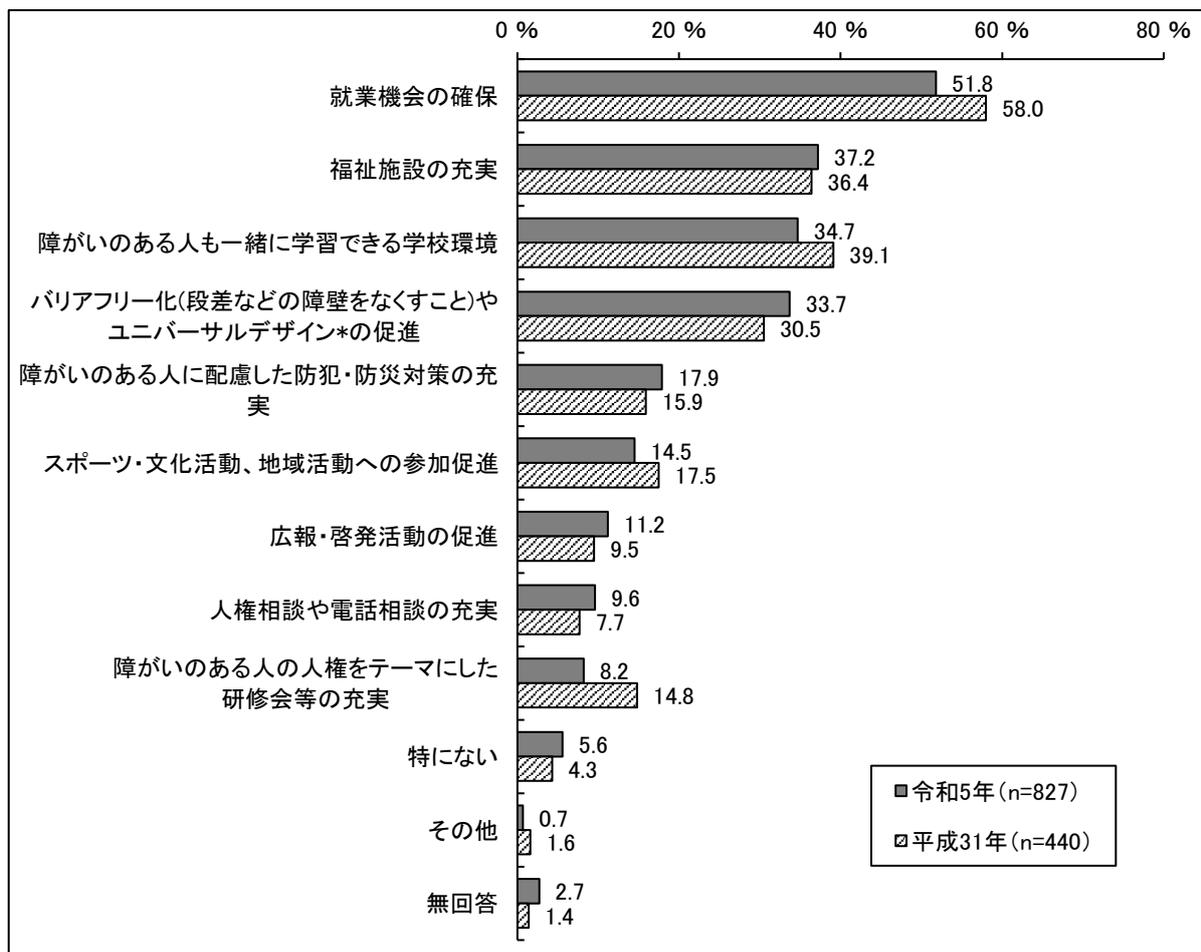
また、「障がいのある人の人権を守るために必要と思われること」としては「就労機会の確保」「福祉施設の充実」「障がいのある人も一緒に学習できる学校環境」「バリアフリー化(段差などの障壁をなくすこと)やユニバーサルデザイン*促進」などが上位となっています。

図14 障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されていることを知っていますか



* ユニバーサルデザイン：障がいの有無にかかわらず、はじめからすべての人々が気持ちよく利用しやすいように設計、デザインすること

図15 障がいのある人の人権を守るために必要と思われることを、次の中から3つ以内で選んでください



(2) 取組方針

①障がいのある人への偏見や差別意識解消に向けた啓発

障がいのある人の社会参加を妨げる偏見や差別をなくすため、「障がい」や「障がいのある人」についての正しい知識と理解を促進するよう、あらゆる機会をとらえ啓発活動を実施します。

②社会参画の推進と就労の確保

障がいのある人を雇用するにあたり、はじめに職場における社会的障壁の除去が前提となります。まず、市が率先して合理的配慮の措置を講じるとともに、民間事業者に対し法改正についての周知と順守の徹底を図るため、ハローワークおよび関係機関と連携して取り組みます。

③障がい関連福祉サービスの充実

障がいの早期発見や早期治療の充実と障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実をめざします。さらにリハビリによる障がいの軽減や生活習慣病による障がいの予防に取り組む

み、在宅福祉サービスの充実を図ります。

④障がいのあるこどもの教育・保育環境づくり

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのあるこどもに対する教育環境の整備や合理的配慮に努めるとともに、幼児期からの特別支援教育の充実を図ります。

(3) 取組内容

取組方針	具体的な内容	主管課
①障がいのある人への偏見や差別意識解消に向けた啓発	(仮)障がい者に対する理解と認識を深めることを目的とした啓発活動	社会福祉課
②社会参画の推進と就労の確保	(仮)事業主へ障がい者雇用の理解促進	社会福祉課
③障がい関連福祉サービスの充実	早期発見支援体制の確立(園等巡回支援事業)	子ども若者課
④障がいのあるこどもの教育・保育環境づくり	(仮)特別支援教育に関する整備の充実	学校教育課

(4) 指標

No	指標	算出方法等	現状(年度)	令和11年度目標
1	「合理的配慮」に義務化の認知度	市民意識調査	30.2%(R5)	40.0%
2	障がい者福祉施設から一般就労につながった人数	社会福祉課調べ	5人(R5)	10人

5. 同和問題（部落差別問題）

（1）現状と課題

同和問題とは、長い歴史の中でつくられた身分階層に基づく差別で、同和地区と呼ばれる被差別部落出身者が就労、婚姻での差別など、基本的人権が侵害される重大な人権問題で、未だ解消したとはいえない現状にあります。2016年（平成28年）12月に施行された「部落差別解消推進法」において、現在もなお部落差別が存在することを国が初めて認め、その上で、情報化の進展にともなってインターネットによる部落差別が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもとでこれを解消することが重要な課題であるとしています。また、国や地方公共団体の責務を明らかにし、教育や啓発、相談体制の充実・強化を行政の責務として、部落差別の解消を推進することとしています。

意識調査によると、同和問題の認知度や佐渡市での同和地区の存在などの認知度がやや低下傾向にあるほか、「そっとしておけば部落差別は自然になくなる」と意識がやや高まるなど、全般に問題意識の低下がうかがえる状況となっています。

図16 日本の社会に同和問題(部落差別問題)があることを知っていますか

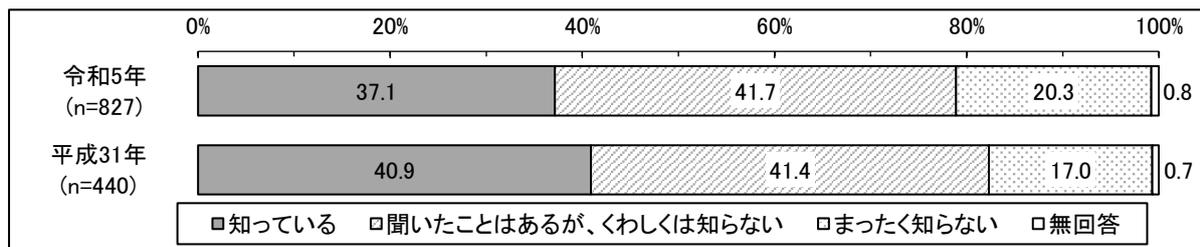


図17 佐渡市に被差別部落があることを知っていますか

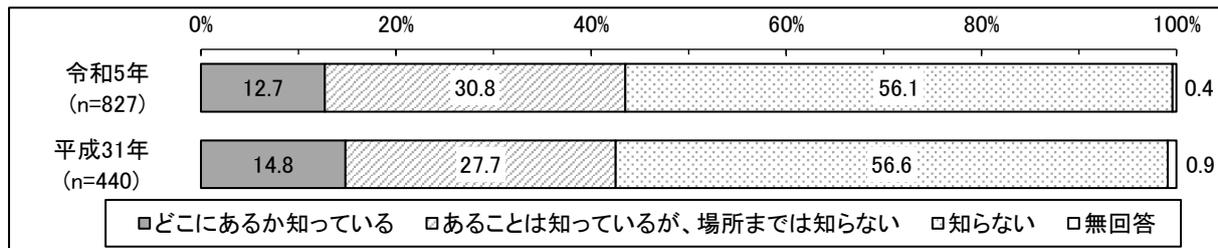
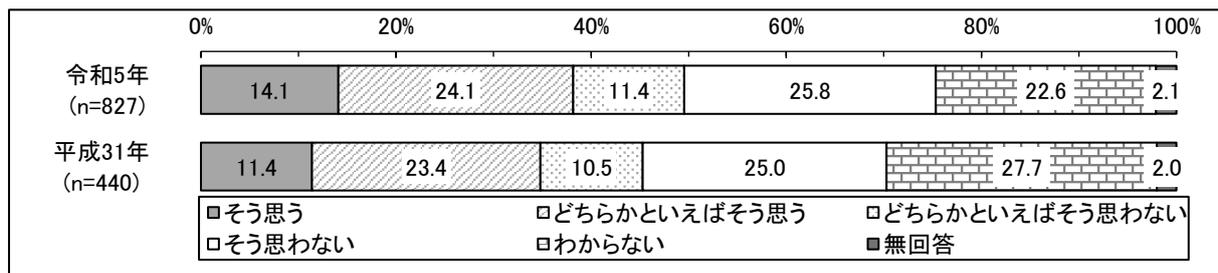


図18 「差別、差別と騒ぎ立てるからかえって面白がって差別をしようとする者が出てくる。そっとしておけば部落差別は自然になくなる。」との意見について、どのように思いますか



(2) 取組方針

①市民の意識向上に向けた啓発活動の推進

佐渡人権展やその他の研修会、講演会を開催して、佐渡市における同和問題の歴史と課題、人権の大切さについて考える機会を設けるとともに、公民館活動はじめ市報や市のホームページなどを通して人権についての啓発を行います。

また、行政職員自身が差別を見抜く力、適切に対応できる力を身につけるために各種研修会や講演会などを実施し、研鑽を積んでスキルアップに努めていきます。

②就学前、学校教育での人権・同和教育の推進

市内の保育園・幼稚園・小学校・中学校ならびに県立学校が連携して同和教育を中核にした人権教育を推進するため、各学校における年2回の校内研修の確実な実施と同和問題学習実践をはじめ、総合教育センター主催研修会の充実など、情報交換と指導者のスキルアップに努めます。

③部落差別の実態把握と差別被害の防止

インターネットのモニタリング等を通じて、部落差別の実態把握に努めます。

また、身元調査などを目的とした戸籍等の不正取得による個人情報の悪用やプライバシーの侵害を防ぐために、「本人通知制度」の制度周知を図ります。

(3) 取組内容

取組方針	具体的な内容	主管課
①市民の意識向上に向けた啓発活動の推進	・ 行政機関、民間団体、市民と連携し啓発活動の実施 ・ 市職員や教職員に対し同和研修を実施	市民課
②就学前、学校教育での人権・同和教育の推進	(仮)人権を扱った道徳授業の公開等	学校教育課
③部落差別の実態把握と差別被害の防止	・ モニタリング事業の実施 ・ 本人通知制度の登録推進	市民課

(4) 指標

No	指標	算出方法等	現状(年度)	令和11年度目標
1	同和問題の認知度(「知っている」の割合)	市民意識調査	37.1%(R5)	40.0%以上
2	「そっとしておけば部落差別は自然になくなる」を「(どちらかといえば)そう思う」割合	市民意識調査	38.2%(R5)	35.0%以下

6. 外国籍の人の人権

(1) 現状と課題

近年、ヘイトスピーチと呼ばれる、人種、民族、宗教、出身国、性的指向、性別、容姿、健康（障がい）など、自分の意志で変えることが困難な事柄に対して侮辱、非難する行為に対する社会的関心が高まっています。特定の国籍の人々を排斥する不当な差別的言動は、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになると考えられます。そのため、互いの言語・文化・歴史などの違いを認めあい、互いの人権を尊重しあうことが重要です。

意識調査によると、日本に居住する外国人の人権について、「尊重されている」「ある程度尊重されている」とする割合は前回調査に比べ小幅増加しているものの、未だ5割強にとどまっています。また、「外国人の人権を守るために必要と思われること」については、「日本人・外国人ともにお互いの文化や伝統・社会事情を理解する」「外国人の就労の場を確保する」「日本語教育(習得機会)を充実する」などが上位となっています。

図19 日本に居住する外国人の人権について思うことを、次の中から1つ選んでください

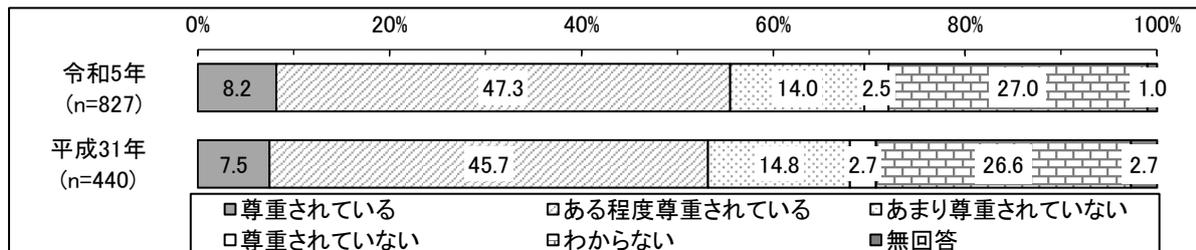
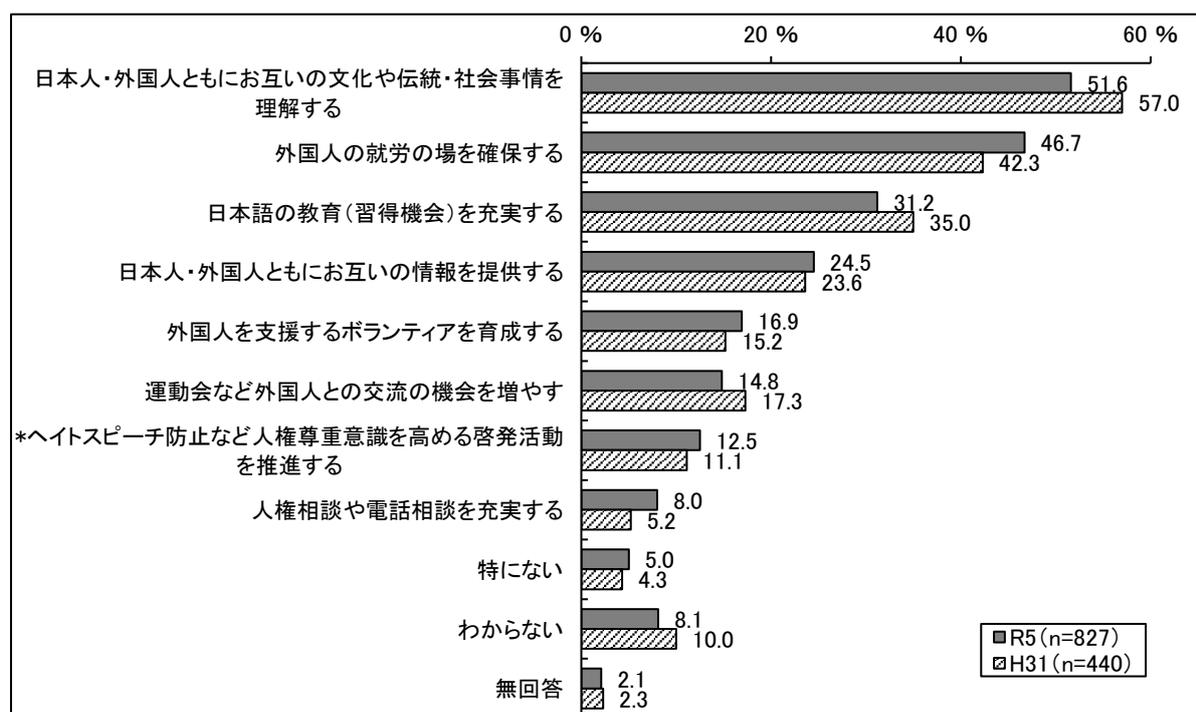


図20 日本に居住する外国人の人権を守るために必要と思われることを、次の中から3つ以内で選んでください



* ヘイトスピーチ：人種、出身国、民族、宗教など自分から主体的に変えることが困難なことについて攻撃、脅迫、侮辱する発言や行動

(2) 取組方針

①外国籍の人の生活、就労環境の整備、支援

関係機関と連携しながら外国人労働者に配慮した就労環境の整備について協議を重ね、必要な支援を考えていきます。

また、外国籍の人が生活を送る上で必要な各種情報を提供するとともに、関係機関や団体と連携して相談体制の確立を図り、言語の障壁や文化・習慣の違いから生じる様々な問題に的確に対応できるように努めます。

さらに、日本で生活するために必要不可欠な日本語の習得や日本人との交流等、ボランティア団体の行う事業を積極的に支援していきます。

②国際交流、多文化共生、相互理解の促進

学校教育等において児童・生徒の国際的な人権感覚を養うため、他国の人々や文化に対する理解を深め、日本と外国の相互理解、差別の禁止など人権教育の充実に努め、言語や文化をお互いに伝えあう相互理解のための機会を設けます。

相互の人権を尊重しあう取組や、関係機関・団体と連携した交流事業や共に暮らすまちづくりの推進など、効果的な施策を図ります。

(3) 取組内容

取組方針	具体的な内容	主管課
①外国籍の人の生活、就労環境の整備、支援	日本語を学習する機会の提供(日本語教室)	観光振興課
②国際交流、多文化共生、相互理解の促進	佐渡市国際理解出前講座の実施	観光振興課

(4) 指標

No	指標	算出方法等	現状(年度)	令和11年度目標
1	佐渡日本語教室受講者数	観光振興課調べ	74人(R5)	80人
2	外国人の人権について「尊重されている」「ある程度尊重されている」の回答割合	市民意識調査	55.5%(R5)	60.0%

7. 北朝鮮による人権侵害

(1) 現状と課題

北朝鮮による拉致問題について、国は拉致問題を日朝間の最優先課題と位置づけていますが、拉致被害者のうち帰国が実現したのはわずか5人で、それ以外の人には正確な情報がないまま安否確認すらなされていない状況です。市民の人権を侵害された重大な問題であることについて意識啓発を図るとともに、国に対する継続的な働きかけが求められています。

意識調査によると、「北朝鮮による人権侵害について」の関心度として特に若年層を中心に関心度が総じて低くなっています。また、拉致問題の解決に向けた取り組みについては「政府の積極的な外交交渉」を求める声が大きくなっています。

図 21 北朝鮮による人権侵害(拉致問題)について、どの程度関心をお持ちですか

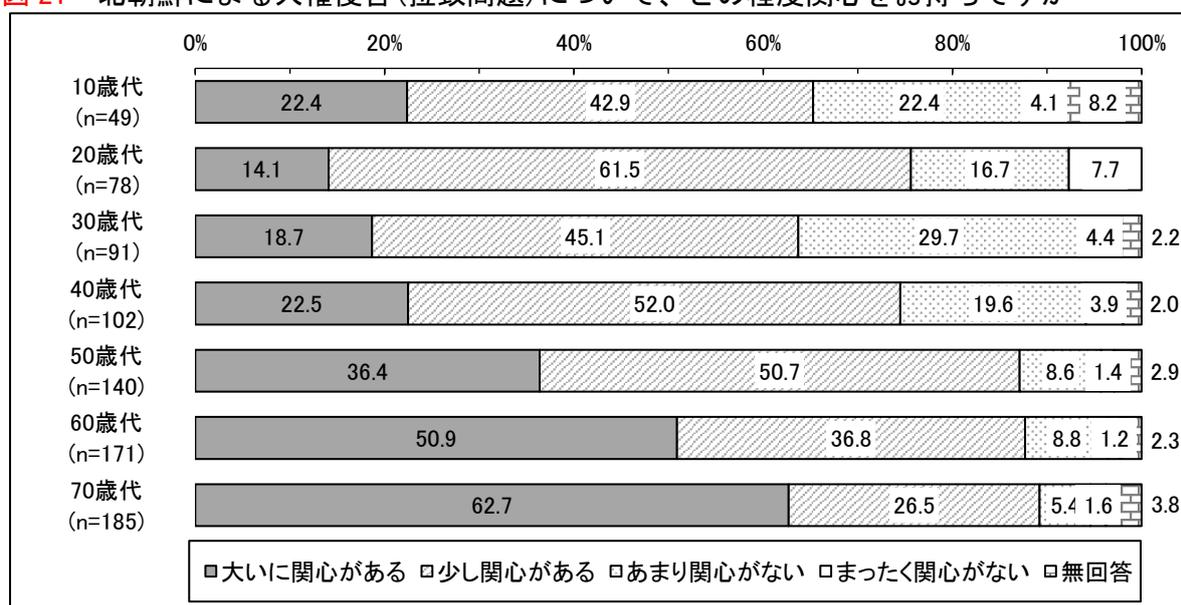
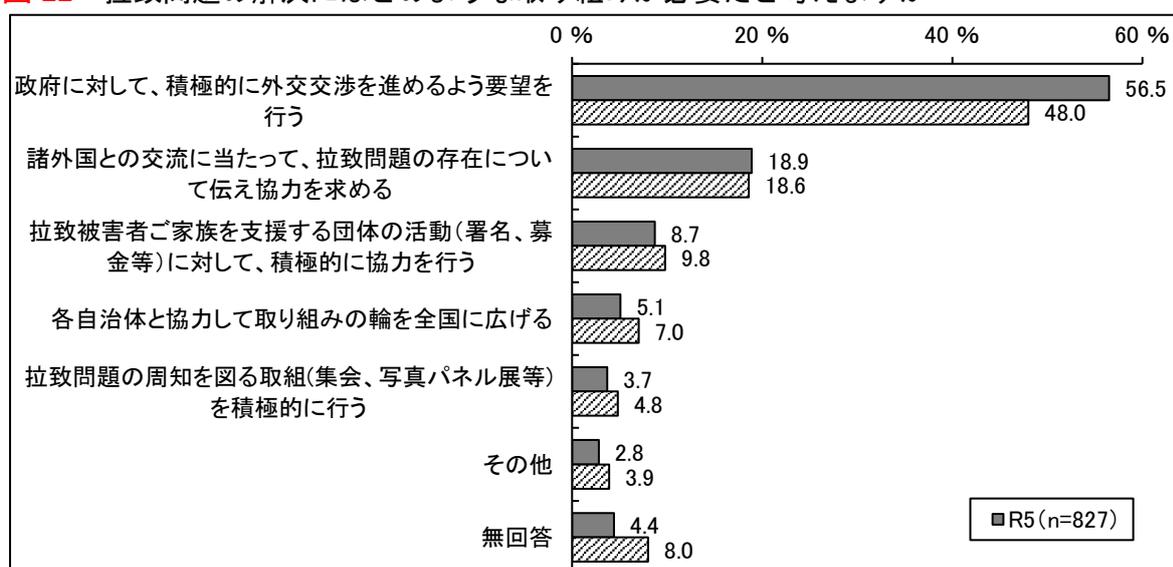


図 22 拉致問題の解決にはどのような取り組みが必要だと考えますか



(2) 取組方針

①早期解決に向けた国、県などと連携した取り組み強化

拉致被害者の早期帰国実現と拉致問題の全面解決のため国、県、関係機関と連携し、この問題に取り組めます。

②意識高揚に向けた教育、啓発活動

拉致問題についての関心が風化しないよう、市民の意識啓発を図るとともに、教育現場においても拉致被害者に対する人権問題を取り上げ、話し合いの場を設けます。

(3) 取組内容

取組方針	具体的な内容	主管課
①早期解決に向けた国、県などと連携した取り組み強化	(仮) 拉致被害者とその家族へのサポート	総務課
②意識高揚に向けた教育、啓発活動	「家族に対する想いを共に考える会」 (市内小・中学校等での講演会実施)	総務課

(4) 指標

No	指標	算出方法等	現状(年度)	令和11年度目標
1	北朝鮮による人権侵害について「大いに関心がある」「少し関心がある」の回答割合	市民意識調査	81.2%	増加

8. 感染症に関する人権問題

(1) 現状と課題

感染症に関する人権問題とは、感染症に関する正しい知識や理解の不足から、感染症にかかった患者(元患者)、その家族等が差別やプライバシー侵害などを受ける問題です。特に、最近でも新型コロナウイルス感染症の流行初期に感染者やその家族、勤務先や学校、また医療・介護従業者とその家族等への誹謗、偏見・差別等がインターネットや SNS を通じて拡大するなど大きな問題となっています。また、HIV 感染症やハンセン病など従来から差別の対象となってきた感染症も含め、この問題が重大な人権問題であるということを市民が正しく理解し、冷静な判断のもと行動するよう促していくことが重要となります。

意識調査によると、感染者の人権尊重について特に問題がある事項について、「感染症等の正しい情報の伝達が十分でないこと、または伝達が遅いこと」「感染症患者というだけで世間から好奇または偏見の目で見られること」「エイズ患者、HIV 感染者についての理解や知識が十分でないこと」が上位を占めています。また、感染者の人権を守るために必要なこととして、「行政や医師らによる正しい情報提供と注意喚起」「プライバシー保護の徹底」「学校での人権教育推進」などが上位となっています。

図 23 感染者（新型コロナウイルス感染症患者、エイズ患者、HIV 感染者、ハンセン病回復者等）の人権尊重について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つ以内で選んでください

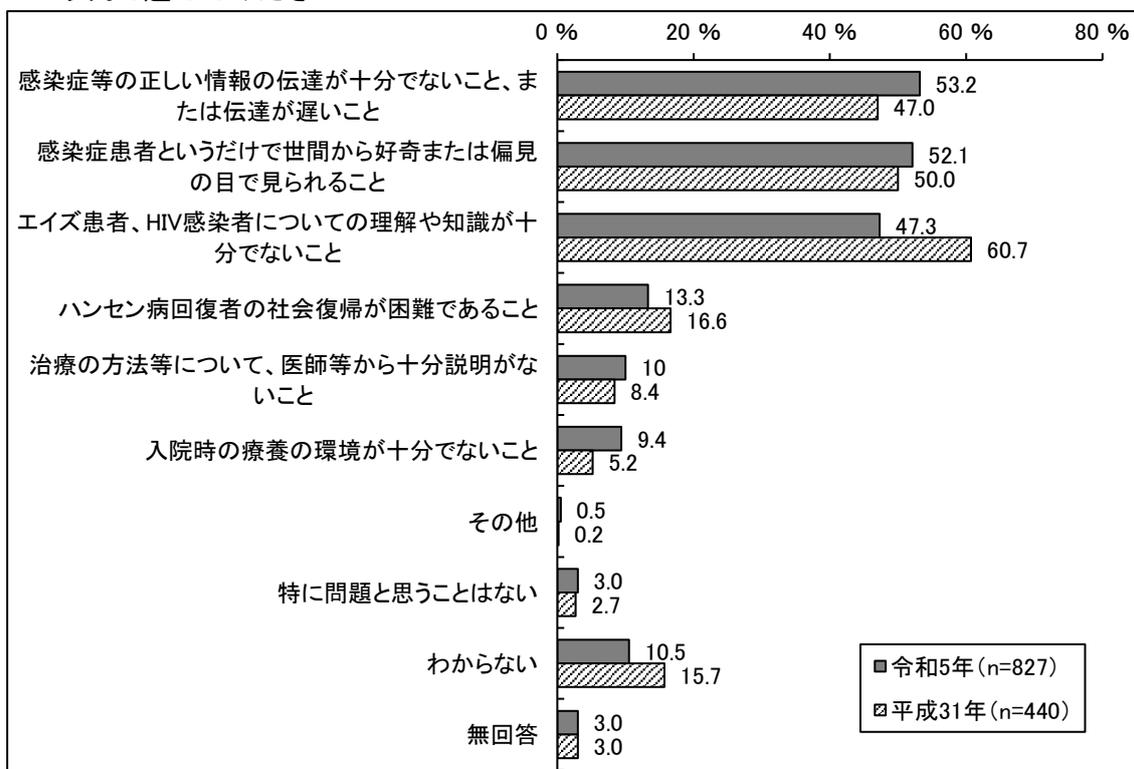
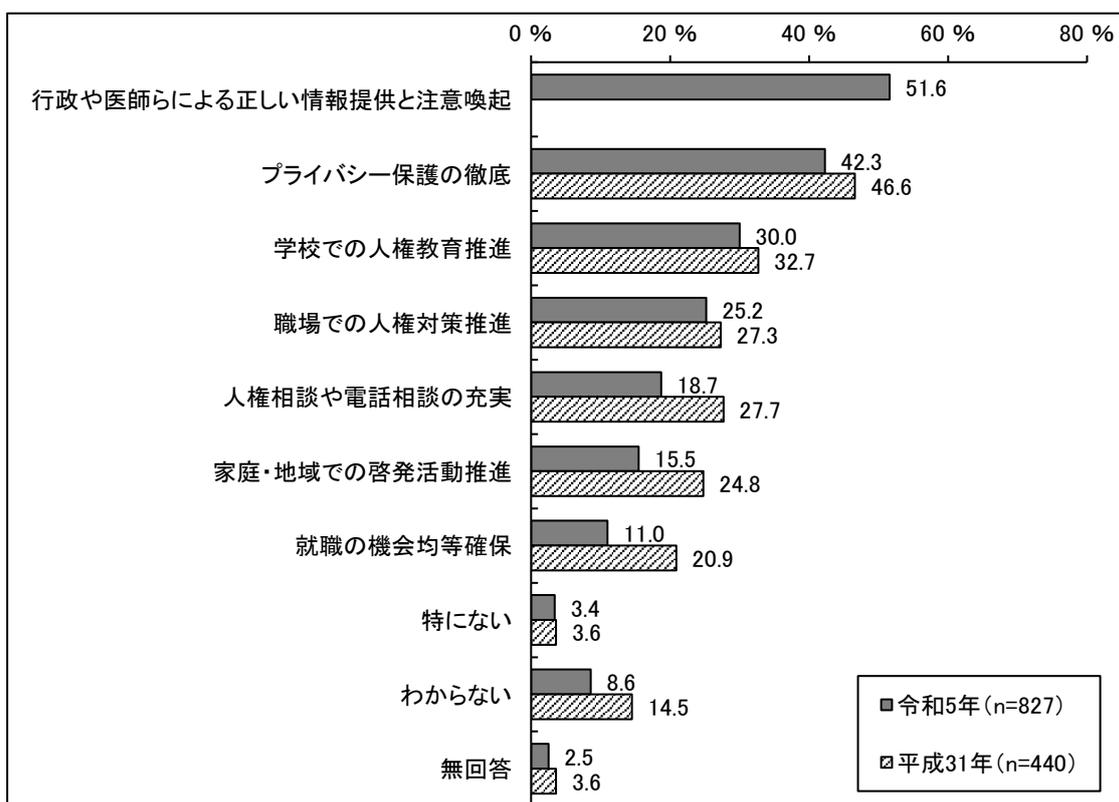


図 24 感染者（新型コロナウイルス感染症患者、エイズ患者、HIV 感染者、ハンセン病回復者等）の人権を守るために必要なことを、次の中から3つ以内で選んでください



(2) 取組方針

①感染症に対する正しい知識の普及や啓発活動の推進

行政からの広報、研修等や学校教育での指導を通じて、感染症に対する知識の普及、啓発を図ります。

②感染者(元患者)のプライバシー保護の徹底

感染者やその家族等の意向を十分に尊重しながら、適切な情報の公表につとめます。また、プライバシー等の侵害に関する悪質な行為には、法的対応を含めた適切な措置を行います。

(3) 取組内容

取組方針	具体的な内容	主管課
①感染症に対する正しい知識の普及や啓発活動の推進	感染症や水俣病、ハンセン病などの正しい理解を図るための広報・啓発活動	市民課
②感染者(元患者)のプライバシー保護の徹底	(仮)	

(4) 指標

No	指標	算出方法等	現状(年度)	令和11年度目標
1	感染者の人権尊重について「感染症等の正しい情報の伝達が十分でないこと、または伝達が遅いこと」を問題と思う人の割合	市民意識調査	53.2%(R5)	減少

9. インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

近年、インターネットや SNS の急速な普及により、自由なコミュニケーションが可能であること、膨大な量の情報を簡単に利用できることなどの利便性をもたらす一方で、差別的な書き込みや個人情報の不正な取扱い、信用情報等の流出など、人権侵害にまつわるトラブルが発生しています。

また、スマートフォンなどの端末の普及に伴い、小・中学生などを始めとした青少年の利用が年々増加しており、こどもが加害者や被害者となるケースも増えています。

意識調査によると、「インターネットを悪用した人権侵害」として、「一方的に他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」「プライバシーに関する情報が無断で掲載されること」「他人を差別しようとする情報が掲載されること」「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」などが上位を占めています。また、「インターネットを悪用した人権侵害をなくすために効果的だと思うこと」について、「インターネットによる人権侵害を規制する法律等の制定」「学校や職場における教育の徹底」「インターネット上の掲示板のモニタリング事業

実施」「テレビ・ラジオ・インターネットを通じた啓発活動」などが上位となっています。

図 25 インターネットを悪用した人権侵害には、どのような問題が起きていると思いますか。次の中から3つ以内で選んでください

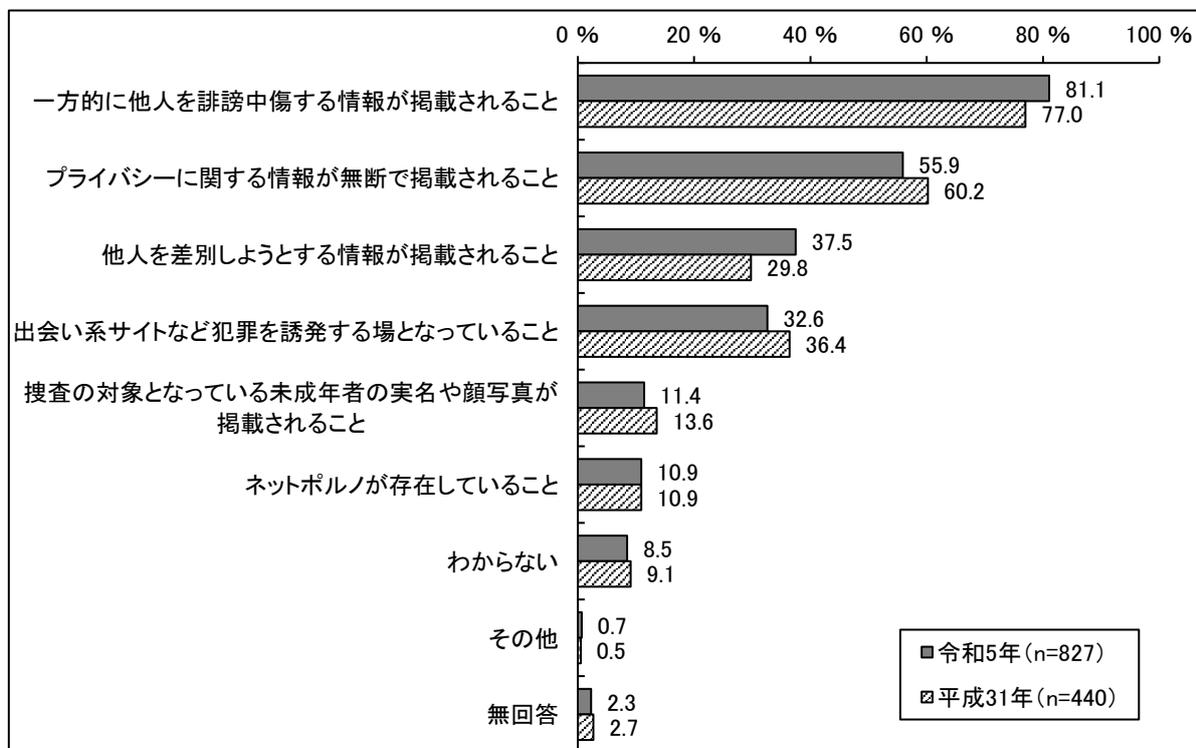
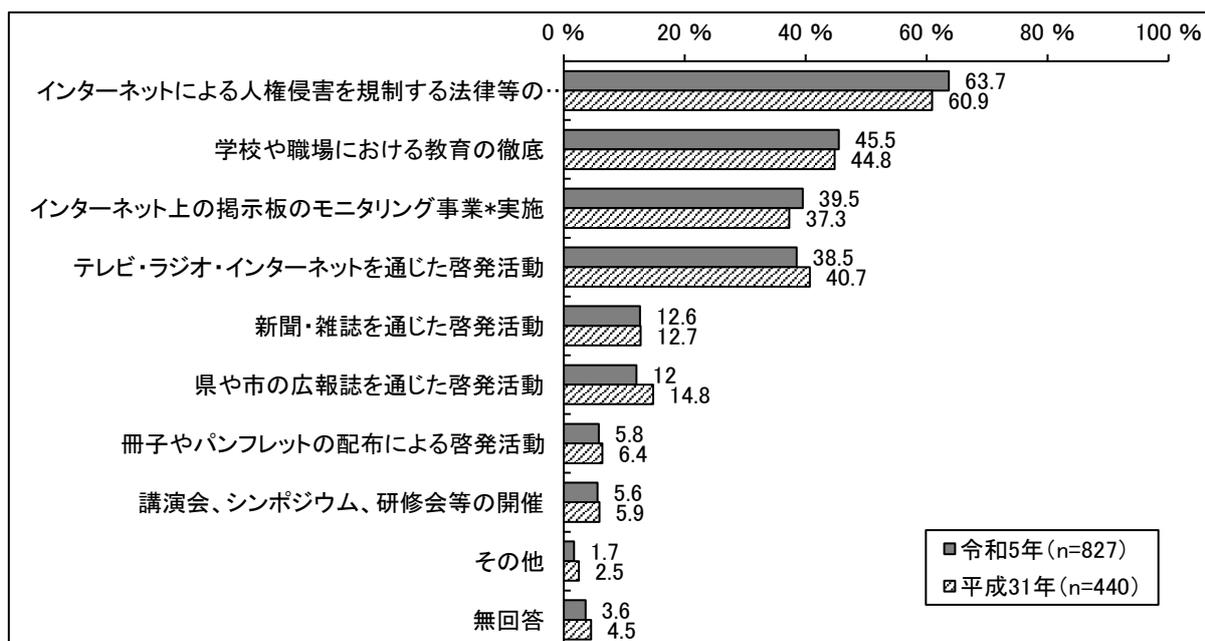


図 26 インターネットを悪用した人権侵害をなくすために、どのようなことが効果的だと思いますか。次の中から3つ以内で選んでください



* モニタリング事業：インターネット掲示板に書き込まれている書き込みに対し、監視を開始し、悪質な差別書き込みの早期発見をすること

(2) 取組方針

①インターネット上の人権問題に対する啓発活動、学校教育の推進

インターネットによる人権侵害となる行為を防止するために研修会等を開催し、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるよう普及・啓発に努めます。

学校教育においては、様々な教科や総合的な学習の時間等の中で行われる情報教育を通して、情報モラルを指導しメディアリテラシーと人権侵害についての理解を図るとともに、一人ひとりが社会のルールとマナーを守り、適切に利用をするよう啓発に努めます。

②モニタリング体制と相談・支援体制の充実

インターネットによる人権侵害に対しては、モニタリング体制の強化により個人名誉侵害や悪質な差別書き込みの早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し相談・支援体制の充実を図ります。

(3) 取組内容

取組方針	具体的な内容	主管課
①インターネット上の人権問題に対する啓発活動、学校教育の推進	(仮)社会教育における人権教育の充実	社会教育課
②モニタリング体制と相談・支援体制の充実	モニタリング事業の実施	市民課

(4) 指標

No	指標	算出方法等	現状(年度)	令和11年度目標
1	人権侵害を受けたと感じた具体的内容について「インターネット上での誹謗中傷や偏見・差別」の回答割合	市民意識調査	13.90% (R5)	減少

10. 性的マイノリティに関する人権

(1) 現状と課題

性的マイノリティとは身体的性と心の性が一致しないあるいは違和感を感じる「性同一性障がい」や、「LGBTQ：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性別越境、性別違和）、クエスチョニング（性が定まっていない人）」などの性的少数者を表す言葉で、偏見や無理解から差別を受けたり、その恐れから本来の自分の姿を表せずに苦悩しています。多様な性のあり方について、理解し、認め、受け入れる社会が必要となっています。令和5年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（性的マイノリティに関する理解増進法）」が施行され、法制面からも多様性に寛容な社会の実現が求められています。

意識調査の結果によれば、「性的指向や性自認についての偏見や差別の認知度」として、前回調査に比べ「偏見・差別するべきではない」とする回答割合が増加している一方で、「私は偏見を持っている」とする回答も小幅ながら増加しています。また、総じて年代が上がるほど「私には関係ない」を含む否定的な意見が高くなっています。

一方、「性的マイノリティの人権を守るために必要なこと」として、「法令の制定や制度の見直し」「職場や学校での研修・教育」「相談・支援体制の充実」が上位を占めています。

図 27 性的指向(男性が男性を、女性が女性を好きになること等)や性自認(からだの性と心の性が一致していない等)について、偏見や差別があることを知っていますか

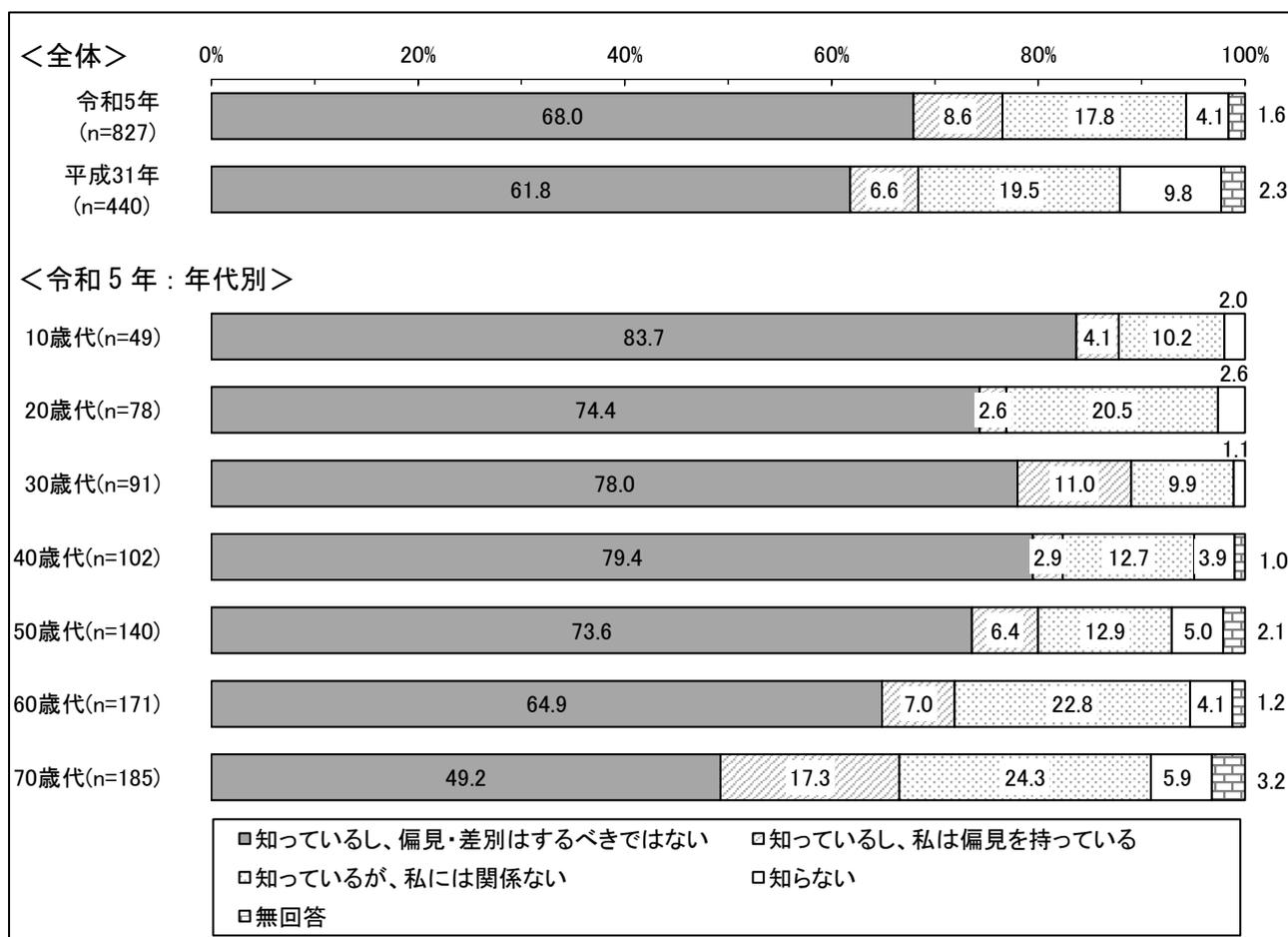
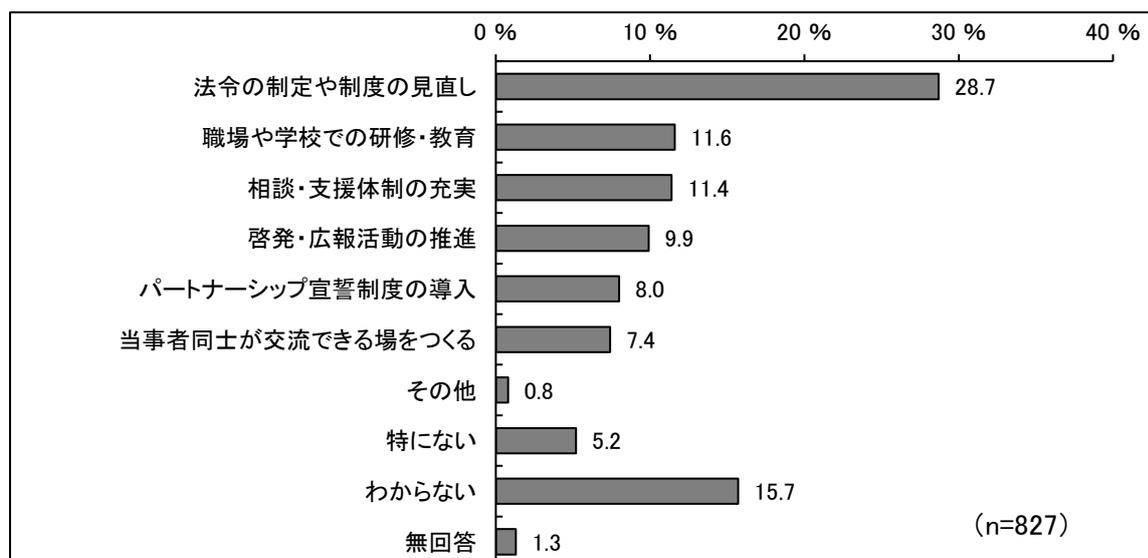


図 28 性的マイノリティの人権を守るために、特にどのようなことが必要とされますか



(2) 取組方針

①性的マイノリティ (LGBTQ 等) への理解を深めるための啓発活動の推進

学校教育において、多様性への理解を広めるとともに、こどもの相談等に対応するための教職員向けの研修の充実に取り組みます。また、市民一般の理解を深めるための広報・啓発活動に努めます。

②相談・支援体制の整備

国、県などの関係機関と連携し、相談支援体制の充実とともに、相談窓口等の周知を図ります。また、「新潟県パートナーシップ宣言制度」が導入されたことに伴い、県の制度に合わせて普及啓発に取り組むとともに、当事者の方が県の証明書を提示することで、**現行**の法令や例規の範囲内で市の行政サービスを提供します。

(3) 取組内容

取組方針	具体的な内容	主管課
①性的マイノリティ (LGBTQ 等) への理解を深めるための啓発活動の推進	広報・啓発活動の推進	市民課
②相談・支援体制の整備 充実	相談窓口の充実、周知活動の実施	市民課

(4) 指標

No	指標	算出方法等	現状(年度)	令和11年度目標
1	性的指向や性自認における偏見や差別の存在を「知っているし、偏見・差別はすべきではない」の回答割合	市民意識調査	68.0% (R5)	80.0%

11. 個人情報の保護

(1) 現状と課題

社会の情報化が進み、個人情報を利用した様々なサービスが提供され、私たちの生活はとも便利になっています。しかし、個人情報は不適正に取り扱われると、取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。こうした中、本市では2007年（平成19年）4月に「個人情報保護条例」を施行し、日本国憲法で明記されている「個人の尊厳」と「基本的人権の保障」という基本姿勢に立ち、市民の個人情報に関する権利や利益の保護に努めています

また、本市においては、住民票の写し等や戸籍関係の証明書を、本人や家族以外の第三者へ交付した際に、交付があったことを本人へ知らせる「本人通知制度」を実施しています。この制度の背景には、不正に取得された戸籍証明書などを、本人の同意なしに婚姻や就職に係る身元調査に使用するなどの著しい人権侵害の事実があり、犯罪に悪用される恐れもあることから、個人の人権を守るために開始した制度です。

一方、意識調査によれば、「本籍、出生、家族環境、国籍、思想・信条、資産などについて、本人の了承を得ないで調べる身元調査」に対する考えとして、「身元調査をすることは当然だと思う」「良くないことだが、ある程度はしかたがないと思う」として肯定する割合が半数を超え、また前回調査に比べやや増加しています。また、「本人通知制度」については認知度が25%弱にとどまり、登録率は5%を下回っています。

図29 本籍、出生、家庭環境、国籍、思想・信条、資産などについて、本人の了承を得ないで調べることを身元調査といいます。身元調査をすることについて、どう思いますか

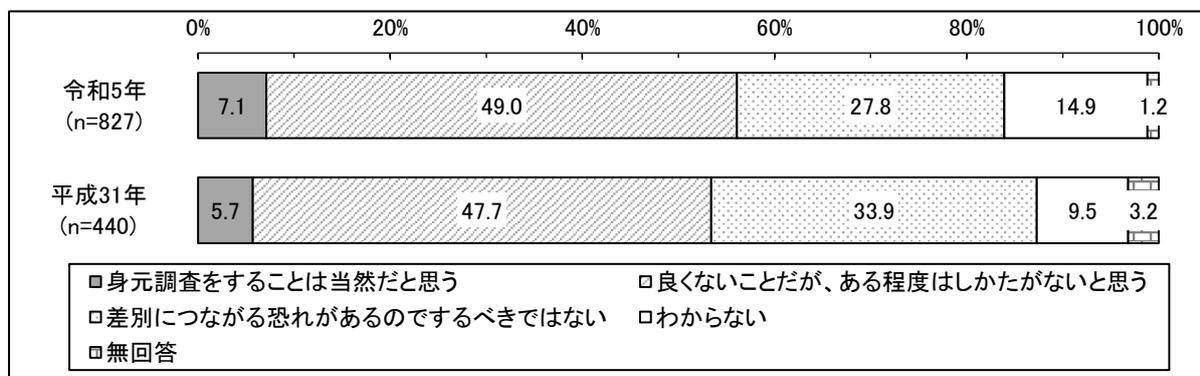
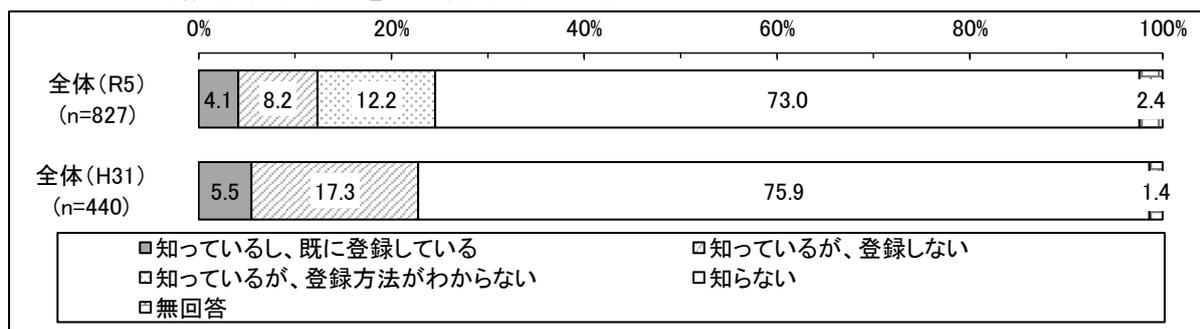


図30 佐渡市では「住民票の写し等に係る本人通知制度」を実施していますが、このことについて該当するものを1つ選んでください



(2) 取組方針

①個人情報の適正管理、運用の徹底

本市の個人情報保護条例及び情報公開条例に基づき、市が保有する個人情報の適正管理、運用を徹底します。

②個人情報についての啓蒙、教育活動

インターネットなどでの個人情報の適切な公開、利用等について知識の周知と啓蒙を図ります。

③本人通知制度の周知、登録推進

イベントや広報、窓口での周知活動を通じて、制度の更なる浸透と登録普及を図ります。

(3) 取組内容

取組方針	具体的な内容	主管課
①個人情報の適正管理、運用の徹底	(仮)個人情報の適正管理及び研修会の実施	総務課
②個人情報についての啓蒙、教育活動	(仮)ポスター等の掲示による普及、啓発活動	総務課
③本人通知制度の周知、登録推進	本人通知制度の登録推進	市民課

(4) 指標

No	指標	算出方法等	現状(年度)	令和11年度目標
1	本人通知制度の登録者数	市民課調べ	566人(R5)	1,000人

12. 様々な人権問題

(1) 現状と課題

上記にあげた主要な分野以外にも、現在の日本社会には、犯罪被害者やその家族の人権問題、刑を終えて出所した人とその家族に対する人権問題、新潟県内では新潟水俣病患者の問題など、様々な人権問題があります。

犯罪被害者等は犯罪そのものやその後の後遺症により、精神的、経済的被害を受けているにも関わらず、興味本位のうわさや中傷、マスメディアによる過剰な取材、プライバシーの侵害等により、私生活の平穏が侵されるなどの問題が指摘されています。

また、刑を終えて出所した人に対しては、周囲の偏見や差別によって円滑な社会復帰が困難であるなど、更生への妨げや人権が侵害されている現状があります。

新潟水俣病については、発生から50年以上を経ても未だ解決には至っておらず、今なお新潟水俣病への理解が十分でないことなどから、いわれのない偏見や差別を恐れて被害の声を上げられない人もあるといわれており、更なる環境整備や歴史、教訓の伝達により風化させない取り組みが求められています。

(2) 取組方針

①様々な人権問題に対する啓発、教育の推進

広報や各種セミナー等、また学校での教育活動により様々な人権問題に気づき、意識するための機会の提供に努めます。

②関係機関、関係団体と連携した相談、支援体制の整備

様々な人権問題に対して、県や関係団体と連携した相談受け入れ、支援態勢の整備を図るとともに、認知度向上に向けた周知活動に取り組みます。

(3) 取組内容

取組方針	具体的な内容	主管課
①様々な人権問題に対する啓発、教育の推進	人権教育、啓発を通じた総合的な人権意識の高揚	市民課
②関係機関、関係団体と連携した相談、支援体制の整備	(仮)関係機関や関係団体との連携	社会福祉課

(4) 指標

No	指標	算出方法等	現状(年度)	令和11年度目標
1	これまで人権問題に関する講演会・研修会に「参加したことはない」人の割合	市民意識調査	77.4%(R5)	70.0%以下

第4章 人権教育・啓発の取組

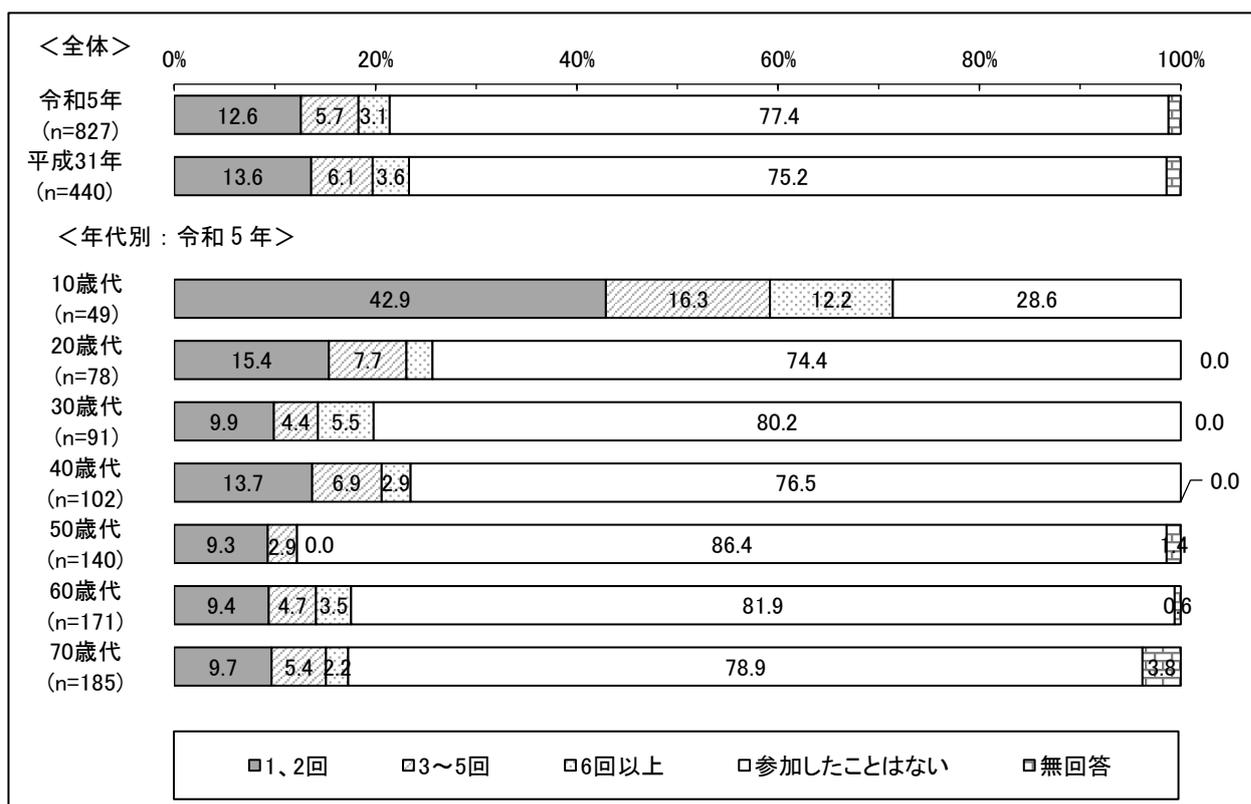
1 様々な場面での人権教育・啓発

人権が守られるためには、一人ひとりが自分の人権を知っていなければなりません。人権がどのようなものかを知ることが、他人の権利を大切にし、人権侵害を防ぐ力ともなります。それはまた、いろいろな人々がその違いを認め合い、尊重し合い、支え合う、平和で安全な社会をつくるために大きな力となります。

また、最近では新型コロナウイルス感染症が拡大した際に、患者やその家族、医療従事者等への差別問題が発生したことや、児童虐待やDVの増加など、社会的に弱い立場にある人ほど影響を受けやすくなっている状況を踏まえ、平時における人権啓発の重要性が高まっています。そのため、市民一人ひとりが、人権の意義や重要性を理解するとともに、人権問題を身近な問題としてとらえる感性や、日常生活における判断や行動に表れるような人権意識を身につけるための人権教育・啓発を推進します。

市民を対象として行った「人権に関する意識調査」では、人権問題に関する講演会・研修会への参加経験について、「参加したことはない」が77.4%と、前回調査より若干増加しています。特に、50歳代を中心に高齢世代の参加率が低くなっていることから、多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い問題について人権の視点からとらえることにより、人権教育・啓発を図ります。

図31 これまで人権問題に関する講演会・研修会に参加したことがありますか。



(1) 保育園・幼稚園・認定こども園

保育所・幼稚園・認定こども園は、人間形成の基礎を作る時期にあるこどもが、その生活時間の大半を過ごすところです。家庭や地域と連携して、自立心やお互いを大切にす豊かな人間性を持ったこどもの育成を推進します。

また、すべての職員が人権問題について正しい理解と認識をさらに深めるとともに、具体的実践につながるための研修を行い、人権教育に関する理解と指導力の向上に努めます。

(2) 学校

学校においては、児童生徒の発達段階に即し、教育活動全体を通じて人権教育を推進します。

こどもをめぐる人権問題が多様化・複雑化している現状を踏まえ、知識としての学習だけでなく、高齢者・障がい者等との交流活動や、ボランティア活動等の社会奉仕体験活動などの機会の充実に努めるとともに、児童生徒が人権問題を自分自身の課題としてとらえ、様々な場面や状況下において人権を尊重した行動を実践する人権認識の育成を図ります。

また、教職員の資質の向上と、児童生徒への相談体制の充実に努め、家庭や地域社会、関係機関と連携して学校における人権問題に対応できる体制づくりを推進します。

(3) 地域

地域社会には、様々な人権課題が存在しています。その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視する傾向や、しきたりのような非合理で因習的な意識、社会における人間関係の希薄化などがあげられます。また、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども人権に関わる問題を複雑化させる要因となっています。

差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざし、地域の実情や生涯の各時期（ライフステージ）に応じたニーズを踏まえながら、人権に関する多様な学習機会の提供に取り組みます。

(4) 家庭

家庭は、こどもにとって家族とのふれあいを通じ、愛情や思いやりの心など人権の基礎的要素を育み、基本的な生活習慣や社会規範を身につけ、人格を形成する基盤であり、あらゆる教育の出発点です。

しかし、少子化や核家族化が進む中、児童虐待やDVなど、家庭における人権侵害の発生が問題となっています。

家庭において、親子ともに日常生活における人権感覚を養うため、学習活動の支援、相談・サポート体制の充実、地域におけるネットワークづくりに取り組みます。

(5) 企業・職場

企業・職場は、その企業活動・営業活動などを通じ、地域社会に深く関わるとともに、地域社会の雇用の場を確保するなど地域社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

企業がその社会的責任を自覚し、公正な採用を行うとともに、職場内での嫌がらせ、差別などがない働きやすい職場環境づくりを推進するために啓発資料の配布や情報の提供などを行い、人権尊重の確保と人権意識の高揚に向けた教育・啓発活動を支援します。

2 人権教育・啓発を推進する人材の育成

行政職員、教職員、医療・保健・福祉関係者など、特に人権に関わりの深い職業従事者に対し、人権尊重の理念を理解し人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な人権問題に関する研修や講演会を実施するとともに、関係機関が行う研修等の取組に対して支援を行います。

(1) 市職員

市職員はその職務上、市民の人権に深く関与しているため、すべての市職員が人間として、また公務員として十分な人権感覚を身につけ、常に人権の視点に立って職務を遂行する必要があります。

職務内容に応じたより高い人権意識の醸成をめざすため、人権問題に関する諸問題や法の改正等について職員研修を実施し、人権尊重の視点にたった市民サービスの向上と、人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係者

学校や幼稚園など教育に携わる職員は、こどもの人権を守り、こども達の人権意識を育む教育を推進するうえで重要な役割を担っています。このため、職員一人ひとりの人権意識の高揚と、児童生徒に対する指導力の向上が必要です。

職員自らが豊かな人権感覚と高い人権意識を身につけるための研修、また指導方法の工夫・改善をめざす研修の充実を図り、職員の資質の向上に努めるとともに、学校における人権教育を積極的に推進します。

(3) 医療・保健・福祉関係者

医療関係者については、インフォームド・コンセントの徹底や患者の人権・プライバシーに配慮した医療の確保のため、人権に対する理解と人権意識の向上のための啓発活動を推進します。

また、市民の相談を受けたり、こどもや高齢者、障がい者に接する機会の多い保健・福祉関係者に対して、個人のプライバシーや人権に配慮した処遇が徹底されるよう、人権に関する啓発資料の配布や研修、講演会などを実施します。

(4) 消防職員

消防職員は地域住民の生命、身体および財産を火災等の災害から守ることを任務としています。そのため、任務の遂行にあたっては、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重やプライバシーの保護に十分配慮する必要があります。

消防職員が人権に関する正しい知識を取得し、その重要性を認識して消防業務において適切な対応を行えるよう、人権研修の実施を促進します。

3 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化する人権問題に適切に対応するためには、庁内の各担当の専門的な対応と関連する部局間の緊密な連携体制が不可欠です。

本市における人権教育・啓発推進施策を総合的かつ効果的に推進するために設置する「佐渡市人権・男女共同参画推進庁内会議」により、全庁的な人権施策の推進に取り組みます。

(2) 市民・地域との連携

この計画は、あらゆる差別の解消に向けた諸施策を市政の重要な施策として位置づけ、市民一人ひとりの課題として市民の理解を得ながら推進します。

また、この計画の推進にあたっては、市民をはじめ佐渡人権擁護委員協議会等の地域における関係団体、学校、企業、ボランティア団体等と連携・協力を図りながら、地域に密着した効果的な事業の推進を図ります。

(3) 国・県など関係機関との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、その方針との整合性に配慮するとともに、より効果のある施策の推進を図ります。

また、新潟地方法務局佐渡支局、佐渡人権擁護委員協議会、佐渡市の三者からなる「佐渡人権啓発活動地域ネットワーク協議会」は、人権教育啓発一般にかかわる横断的な組織であり大きな役割を担っています。さらなる組織力や活動の充実強化等、整備・発展を図っていきます。

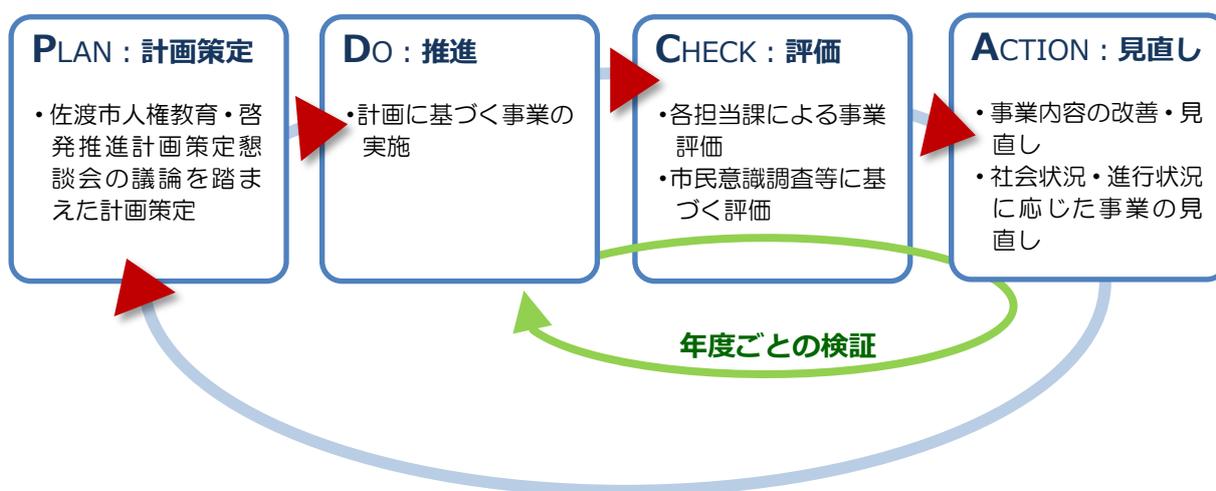
人権の尊重された社会の実現に向け、国や県、他市との情報交換や交流を通じ、連携に努めます。

4 計画の進行管理

人権に関する施策の継続的な充実・改善に向け、事業評価のあり方について、その視点や指標を検討し、施策の推進におけるPDCAサイクルの確立を図ります。

年度ごとに事業の進捗状況を検証する協議会を設置し、当事者の声をしっかり聞き事業内容の改善・見直しを行います。

計画の推進期間は5年間ですが、国・内閣府の施策の状況、社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



資料編

1 佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会の審議経過

後日掲載

2 佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会委員名簿

後日掲載

3 日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべての公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任は問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

(略)

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(略)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

以下 (略)

4 世界人権宣言（抄）

昭和 23 年 12 月 10 日国連総会採択

前文

（略）

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべて人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

1 すべての人は、人権、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第 3 条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第 4 条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第 5 条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第 6 条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第 7 条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第 8 条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第 9 条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第 10 条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

(略)

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

5 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (平成12年12月6日法律第147号)

平成12年12月6日 施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

以下 (略)

6 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）

平成 28 年 6 月 3 日公布・施行

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 基本的施策（第 5 条—第 7 条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた

取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

7 部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）

平成 28 年 12 月 16 日公布・施行

（目的）

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

8 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）

令和5年6月23日 施行

（目的）

第1条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

（基本理念）

第3条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

（国の役割）

第4条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業主等の努力）

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別

支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第10条第3項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第7条 政府は、毎年1回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第8条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね3年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

第9条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

（知識の着実な普及等）

第10条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の

整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第 11 条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第 12 条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第 2 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

9 こども基本法（令和4年法律第77号）

令和5年4月1日 施行

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 基本的施策（第9条—第16条）
- 第3章 こども政策推進会議（第17条—第20条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善

の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第7条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第9条第1項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第6条第1項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第8条第1項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第2章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前2号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前2項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第12条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第13条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に

努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第2項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第14条 国は、前条第1項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第2項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第15条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第16条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第17条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前3号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第18条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第11条の3に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第19条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第20条 前3条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

第2条 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

10 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和 4 年法律第 52 号)

令和 6 年 4 月 1 日 施行

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第 5 条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第 6 条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並び

に労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 2 条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 13 条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 3 条第 1 項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第 2 章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 7 条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第 8 条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第 3 章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第 9 条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第 11 条第 1 項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第 5 号まで及び第 12 条第 1 項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第 3 項第 2 号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第 3 項第 2 号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第 3 項第 2 号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。
（女性相談支援センターの所長による報告等）

第 10 条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第 6 条の 3 第 18 項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第 23 条第 2 項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第 11 条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第 20 条第 1 項（第 4 号から第 6 号までを除く。）並びに第 22 条第 1 項及び第 2 項第 1 号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第 20 条第 2 項及び第 22 条第 2 項第 2 号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第 12 条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第 13 条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（支援調整会議）

第 15 条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第 9 条第 7 項又は第 12 条第 2 項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
- 三 前2号に掲げる者以外の者支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

(教育及び啓発)

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第20条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第1号から第3号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第9条第3項第2号の一時保護（同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第 13 条第 2 項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第 21 条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の 4 分の 3 以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第 1 項第 6 号の委託及び同条第 3 項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

11 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成 25 年法律第 65 号)

平成 25 年 6 月 26 日公布

平成 28 年 4 月 1 日施行

令和 6 年 4 月 1 日 改正施行

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 3 章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第 7 号、第 10 条及び附則第 4 条第 1 項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの

へ 会計検査院

五 独立行政法人等次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（同法第 21 条第 3 号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（国民の責務）

第 4 条 国民は、第 1 条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第 5 条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第 2 章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第 6 条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かな

ければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）

を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（主務大臣）

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第 24 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 25 条 第 19 条の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 26 条 第 12 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次条から附則第 6 条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第 2 条 政府は、この法律の施行前においても、第 6 条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第 6 条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第 3 条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第 9 条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第 9 条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第 4 条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第 10 条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第 10 条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第 5 条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第 11 条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第 11 条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第 6 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 7 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、第 8 条第 2 項に規定する社会

的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。